

総務文教委員会記録

○開催日時

平成26年9月12日 午前9時59分～午後2時44分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	福元光一	委員	成川幸太郎
副委員長	徳永武次	委員	下園政喜
委員	杉藪道朗	委員	森満晃
委員	川添公貴		

○その他の議員

議員	瀬尾和敬	議員	永山伸一
議員	川畑善照	議員	井上勝博

○説明のための出席者

総務部長	今吉俊郎	教育部長	中川清
総務課長	田代健一	教育総務課長	鮫島芳文
専門職	村岡斎哲	学校教育課長	原之園健児
秘書室長	鬼塚雅之	社会教育課長	橋口誠
文書法制室長	堀ノ内孝	文化課長	岩元ひとみ
財政課長	今井功司	市民スポーツ課長	坂元安夫
財産活用推進課長	平原一洋	少年自然の家所長	上村実行
税務課長	山口秀昭	研修指導グループ長	下園伸秀
収納課長	枇杷繁	中央図書館長	本野啓三
契約検査課長	堂元清憲		
危機管理監	新屋義文	選挙管理委員会事務局長	森園一春
防災安全課長	角島栄		
原子力安全対策室長	遠矢一星	監査事務局長	火野坂博行
		公平委員会事務局長	
会計課長	今吉美智子		
		議会事務局長	田上正洋
消防局長	新盛和久	議事調査課長	道場益男
次長兼警防課長	福山忠雄		
消防総務課長	菅牟田哲		
予防課長	有村淳一		

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	主幹	久米道秋
課長代理	南輝雄		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第72号 薩摩川内市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	消 防 総 務 課
議案第73号 財産の取得について	警 防 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	予 防 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中央公民館)
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第70号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	教 育 総 務 課
議案第71号 財産の取得について	学 校 教 育 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 ス ポ ー ツ 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	
(所管事務調査)	秘 書 室
(所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第69号 薩摩川内市川内文化ホール条例等の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課
(所管事務調査)	収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
(所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監 査 事 務 局
(所管事務調査)	公 平 委 員 会 事 務 局
議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（福元光一）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△消防局の審査

○委員長（福元光一）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第72号 薩摩川内市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

○委員長（福元光一）まず、議案第72号薩摩川内市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田 哲）改めましておはようございます。消防総務課でございます。

議案第72号について御説明申し上げます。なお、議会資料で御説明申し上げますので、議会資料の1ページをお開きをください。

1の改正趣旨については、お目通しをいただきたいと思っております。

2の消防組織法の一部改正の概要でございますが、(1)をごらんください。

従来、消防組織法第15条第2項で、消防長及び消防署長の資格については、政令で定める資格を有する者とされておりましたが、消防に関する知識及び経験を有する者の資格として、市町村の条例で定める資格を有する者とされたことと、(2)でございますが、同条第3項では市町村での条例を定める場合、政令で定められている基準を参酌することとされたものであります。

なお、この組織法改正の背景には、昨今、団塊世代の大量退職者により、政令で定める資格要件を満たさない者を任命せざるを得ない消防本部が

あり、これらの状況を踏まえて、政令を参酌をして、各市町村の条例で定めるといこととされたもので、3の条例の概要でございますが、まず、消防長の資格基準として表でお示しをしております、表左側が政令基準であり、右側が条例案を記載をしております。

条例案ですが、(1)では、本市には、消防学校もしくは消防職員及び団員の訓練機関がないため、政令基準の同規定部分を削除し、新たに、消防本部の課長の職を加え、消防署長の職または消防本部の課長の職に1年以上あった者としたところでございます。

続いて(2)では、政令基準では、消防団長の職に2年以上あった者も資格要件に記載をされておりますが、これは常備消防を設置をされていない市町村の場合の選択肢でございまして、本市の場合、常備消防での対象者が存在をいたしますので削除をするものであります。

(3)では、政令基準で市町村長の直近下位の行政機関の内部組織の長の職、その他市町村におけるこれと同等以上の職で2年以上あった者または本庁の部長職でございます。

これについては、本市の実情に合っているということで、同内容を本市の基準としたところであります。

続いて、2ページをごらんください。

消防署長の政令基準の(1)では、括弧書きの部分について、消防職員数が少ない消防本部が用いる規定であるため削除をしております。

また、(2)、(3)については、消防職員数の少ない消防本部や常備消防が設置をされていない市町村が対象となっており、本市の基準から削除をするものでございます。なお、本条例は公布の日から施行をするものとしております。

以上で、議案第72号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第73号 財産の取得について

○委員長（福元光一）次に、議案第73号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田 哲）それでは、議案第73号について御説明申し上げます。なお、これについても議会資料で御説明申し上げますので、議会資料の3ページをお開きをください。

現在、中央消防署南部分署に配備をしております水槽付消防ポンプ自動車の更新整備のため財産を取得するものでございます。

財産の名称は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車で、数量は1台で、取得価格及び取得の相手方については記載のとおりでございます。

なお、大規模災害において、総務省消防庁長官の要請を受け、被災地に派遣をする緊急消防援助隊の消火部隊として登録する車両であり、緊急消防援助隊に関する消防庁補助事業を活用することから、補助対象施設の名称であります災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車という表現をしているところでございます。

（5）財産概要をごらんください。

シャーシは、4輪駆動、いわゆる4WDの消防用のシャーシ、5.5トン車クラスのダブルキャブ型でございます。排気量6,403cc、乗車定員は6名となっております。

その他としまして、A-2級の高压2段バランスタービンポンプ、車両後部には容量2,000リットルの水槽を整備しております。

なお、この資料には出ておりませんが、今回の車両は、従来の鋼板製の水槽から塩害腐食等を考慮しまして、ステンレス製の水槽に変更をしているところであります。

また、市街地に配備をいたしますので、耐火建築物内部の火災を想定し、新たに、自動泡混合システム装置を搭載をし、泡混合液により泡消火剤を放出し、水損防止及び窒息消火や冷却消火を対策として整備をするところでございます。なお、納期については、平成27年3月中旬を予定しております。

以上で、議案第73号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。御質疑ありませんか。

○委員（杉藺道朗）大変、高性能のすばらしい消防車両が整備をされるということで、また、隊員の士気も上がるんじゃないかなというふうに思います。

で、今使っている車両自体は、走行距離とか、経過年数とか、そこをちょっと教えていただければと思います。

○消防総務課長（菅牟田 哲）現在の車両については、平成11年式の車両でございます。本年で15年を経過しております。

また、更新をしましても、この車両については、予備車両として、車検等の代車として使用を予定しております。

以上でございます。

○委員（杉藺道朗）聞こうかなと思ったところは、もう、答えていただきました。

特殊車両でございますので、使える範囲内において旧車においても利活用していただくということで、了解いたしました。

あと、ちょっと2、3お聞きしたいんですが、4,752万円という大きな金額であります。車両本体価格、諸税金等といろいろかかっているのかなというふうに思いますが、その内訳をお示しをいただきたい、それが1点。

それから、当然、新規車両になりますので、従前から申し上げております緊急車両等におけるドライブレコーダー等の装着等はどのように考えていらっしゃるのか、合わせてお答えください。

○消防総務課長（菅牟田 哲）申しわけありません。先ほど、走行距離についての御質問もございました。現在の車両、13万5,000キロを超えております。

なお、シャーシ価格とその他艤装費の内訳でございますが、シャーシについては約1,400万円ほどでございます。なお、その他艤装費については、差し引きの金額となっております。なお、このシャーシについては、艤装を施してのシャーシの本体価格というふうになります。

また、ドライブレコーダーについては設置をいたす予定でございます。

以上でございます。

○委員（杉藺道朗）分かりました。艤装を含めてということですから。

税金、登録分にかかる部分の諸経費等々についてはどのような状況になっているのか。取得税、重量税等々含めてですね、ちょっと細かいんですが。分かれば教えてください。

○消防総務課長（菅牟田 哲）取得税については、公用車でございますので免除されております。

なお、車検に関する費用としましては、重量税等については、今の排ガス規制等の重量税の減額もございますので、従来ですと12万6,000円ほどの重量税が車検のときにはかかりますが、約10万円ぐらいであるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（杉藺道朗）合併以降、数台の車両入れかえ等々がありましたけれども、現在までの車両入れかえの台数等を教えていただければと思います。

○消防総務課長（菅牟田 哲）水槽付の消防ポンプ自動車につきましては、合併から4台更新整備をしているところでございます。

なお、この車両の一番最初は、新しく整備をしました、祁答院分署に新規の車両として整備をしたところでございます。水槽付については4台でございます。

以上でございます。

○委員長（福元光一）そのほかにもございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと思います。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田 哲）消防総務課でございます。

補正予算について、まず、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書の47ページをお開きください。

1日常備消防費では、補正額18万6,000円の増額で、内容としまして、右側説明欄にございます常備消防一般管理費の事項で、主に、職員手当等の減額の調整及び火災予防広報に伴う消耗品20万円を措置したところでございます。

なお、この消耗品20万円は、県の事業でございます火災予防推進事業補助金の交付の決定を受けまして、例年、たき火や火入れによる火災が多いことから、広報用の消耗品や横断幕を購入し、職員及び団員を初め、防火クラブ員により火災予防のPRをするものでございます。

続きまして、2目非常備消防費では、補正額710万円でございます。

本年、消防団の装備の基準改正に基づいて、消防団員の活動服の更新整備については、年次的に計画をしており、本年度も、既に、年次計画分を発注しておりますが、次年度計画分の未配備団員350着分を補正計上をさせていただき、全ての団員へ配備することで、消防団員の統一性と士気の高揚を図るものでございます。

続きまして、3日常備消防施設費では1,620万4,000円を減額したものでございます。主に、事務用備品購入に関する入札執行残

でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、12ページをお開きをください。

1番下の欄でございます7目消費補助金でございます。これは、右側の説明欄でございます。先ほど、歳出で申し上げております県の補助金で、火災予防推進事業補助金20万円でございます。これは、上限が20万円ということで、交付の決定を受けたところでございます。

以上で、第3回補正予算の消防局分に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗） この消防団員の活動服の購入事業の件で、新基準に伴いというふうに向いましたが、旧基準と新基準、どのように違うのか、少し、参考に教えてください。

○消防総務課長（菅牟田 哲） 従来の消防団員の活動服については、後ろの部分が名前が入っておりませんでした。

それと、あと、夜間の視認性ということで、今回の新しい活動服については、オレンジ色を上、あと、ズボンの左右にオレンジ色をしまして、夜間でも消防団員であるということが分かるように、デザイン等も含めまして、改正となっております。

（資料を示し）左側が従来の消防団員の活動服でございます。で、右側が、今回の整備用、昨年度、25年度から整備をしております新しい活動服ということでございます。

以上でございます。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

○委員（川添公貴） 3目の減額についてですが、事務用品の執行残が1,620万4,000円あったということなんで。まず1点、事務用品であるならば、今の段階で、減額補正をする必要なかったのかなと思うんです。

というのは、新庁舎にせっきやく移ってるんで、いろんなものが、当然、必要になってくるんで、最終的に、3月で補正をかけてもいいのかなと。執行残に関しては思ったんですが。

なぜ、今の時点で、この1,600万円の残余の分を、減額補正を出したのかというのを、まず、お聞かせ願いたいと思います。

○消防総務課長（菅牟田 哲） 入札執行残に伴いまして、その他、新しい庁舎の備品購入分についても、見込みを立てまして、不用な額を算出いたしまして、早目に減額の補正をしたところでございます。

以上でございます。

○委員（川添公貴） 分かるんですよ。

もう、きちっと整理をして、次の、また、予算で組んでいくというのが手順だろうとは思いますが、単年度会計であるがゆえに、せっきやくであれば——業務用ということなんで、業務用はこの期間、次の災害等々のいろんな機材とかが必要になったときは、補正を組まないかんわけですよ。

じゃなくて、単年度があるがゆえにキープをしておいて、年度末で、しっかりと、また、消化をして、執行残を処理するというほうがよかったのかなと思うんですよ。

民間企業の会計上は、これが正しいと思うんです。単項目ごとにきちっと整理していくのが正しいと思うんです。単年度予算であるがゆえに、あと、不足の部分に対して使われたほうが、私はよかったのかな。

例えば、機材の入札残であれば別ですけど、そういう部分であったと思うんですけど。これは考え方の相違ですから。ぜひ、今後は、そういうときは、もう年度末で、必要なものを購入してやったほうがいいのかと思うんですけど。

○消防局長（新盛和久） 今、消防総務課長が説明したとおりであるわけですが、これにつきましては、新庁舎の移転に伴うと申しますか、それに伴う事務用品の購入ということでございますので。それについて、購入した後にさらに精査をして、今後どれだけ必要になるかという部分まで計算をした上でということでございます。今、川添委員から意見がございますので、これにつきましては、今後、参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

次に、所管事務調査を行います。

まず、当局の説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄） それでは、私のほうから、所管事務につきまして、一括して御説明申し上げます。委員会資料を御準備ください。

まず、1ページでございますが、7月22日に、消防本部業務開始の日でございましたけども、議員の皆様方の視察をいただき、同月26日に、各関係機関より多数の方々のお出席いただき、庁舎落成式を挙行いたしました。

当日は、非常に暑い中にも関わりもせず、議員の皆様にも御参列いただき、まことにありがとうございました。

続きまして、2ページをごらんください。

上段は、7月11日に、宮里町で発生いたしましたアパート火災におきまして、人命救助の功績があった記載の3の方々、消防局長より表彰を行っております。

下段になります。消防庁舎の防災研修センターの利用状況につきましては、7月27日から7月31日までの庁舎見学会。それから、8月1日から8月31日までの1カ月間、合計1,650の方が利用していただいております。

これにつきましては、今後も引き続き、周知広報に努め、防災研修センターを活用し、市民の方々の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ下段になります。7月に改正いたしました火災予防条例の一部改正に基づきます露店等の開設届の状況でございます。

8月末現在で、114件674店舗ございました。各店舗の火気管理状況の点検を行い、事故防止等注意喚起に努めたところでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページは、各署におきます訓練並びに自主防災訓練の訓練状況を記載してございます。

5ページの上段になります。九州地区消防救助技術指導会に、鹿児島県代表といたしまして、障害突破及びロープブリッジ救出2チームが出場いたしました。結果は、落成式でも訓練披露させていただきました障害突破のチームが出場16チーム中第1位ということで、九州で1位の成績でございます。

なお、障害突破のチームは、九州代表としまして全国大会出場予定でございましたが、広島市で発生した災害によりまして、全国大会が中止とな

っております。

下段は、9月9日の救急の日に関連いたしました救急医療市民講座を9月6日に開催いたしました。ことしで8回目となります。「300人で普通救命講習を」市民の方々の多数の参加をいただき実施いたしましたところでございます。

続きまして、6ページでございます。

消防団の操法の関係でございますが薩摩支部大会で、本市消防団が小型ポンプ及びポンプ車の、いずれも優勝したのは、合併後、初めてでございます。薩摩支部代表といたしまして県大会へ出場していただきました。

(2)になりますけども、結果につきましては記載のとおりでございますが、本年は5月に、市の操法大会を開催したことから、長期間にわたります訓練になりました。団員の方々はもとより、各地区コミ、各地域の方々、消防後援会の方々に、多大なる御協力をいただいたところでございます。

続きまして、7ページの火災救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

(1)の表になります。8月末現在、火災は30件発生し、対前年比3件の減でございます。救急は2,705件で、78件の増となっております。地域別、月別の火災・救急の状況は表に記載のとおりでございます。

また、火災の種別では、火入れ・たき火等のその他火災が5件減少しており、建物火災は、前年と比べまして、1件の増となっております。

また、救急では、種別でいきますと、特に、急病及び交通事故が増加しているところでございます。

なお、熱中症の発生状況につきましては、11日現在で、34人搬送しております。前年度と比較いたしますと、昨年、発生いたしました、9月11日でございましたけども、川内中央中学校の33人も含めると、昨年と比較しまして、61人の減となっているところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜） 広島で、大変な大きな災害が発生しておりますが、あの中で、消防職員の方々、そしてまた、自衛隊の方々が、非常に、マ

スコミで取り上げていただいておりますところがございますけれども、消防の非番の方々があそこに行かれておるのかなという、ちょっと勘違いしておりました。

しかしながら、消防救助隊みたいなのがあって、各地から応援に来ていただいているということを知りましたが、もし、我が市で、あのような災害が発生したとき、そういう体制があるんだと思いますが、どこらへんの方が加勢していただくのかということ。昼夜を問わずと一生懸命報道は言っておりますが、消防のプロの方はそうでございますけれども、消防団員は、夜間作業をさせているのかということ。それ、ちょっと教えていただけませんか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） まず、1点目の広島市の災害のようなやつがこちらで起こったらどうするかということでございますが。当然、災害対策本部ができて、職員の場合、全職員招集をかけます。それから、消防団の方々も、規模によっては、全団員招集ということになります。

私どもが持ってます消防力で足りない場合は、県内の消防広域応援協定がございます。全部の消防本部、市町村と協定を結んでおります。

広島の場合も、県内の消防本部から11本部応援に来ております。で、これでも足りないとなった場合に、緊急消防援助隊がございます。

今回の場合は、緊急消防援助隊、まず先に、近隣のヘリを持っているところ。いわゆる、岡山であったりとか、大阪であったりとか、そういうところを、まず、緊急消防援助隊ヘリ。それから、あと高度救助隊というのがございますが、そういうところを呼んでおります。それでも足らずに、隣県の消防本部を呼んで、緊急消防援助隊、出動させております。

あともう1点、今申し上げた流れが、もし、あつてはならないことでございますが、薩摩川内市であった場合も、そのような流れになります。

あともう1点、昼夜問わず活動でございますけれども、当然、各関係機関、警察、自衛隊、消防、入っております。当然、交代要員を含めながら、時間を見ながら、交代で昼夜問わずやっております。

当然、その場合、消防団員の方々に対しましても――消防団員の方々、資料を見ますと、各市内から、多いときで500名であったり、少ないとき

は100名であったりします。その中身を聞いてないので、あのとき、どうされたかというのは分かりませんが、人員によって、いわゆる、昼間だけ活動していただくとか。たくさん招集をかけた場合は、交代しながら昼夜問わず。時間が、もう限られておりますので、そういう場合は、たくさんマンパワーを使いまして、交代して活動していただくと考えております。

○委員（下園政喜） もう一つ、消防団員、海難事故等によく出りましたが、3日間という規定があったと思うんですが、こういう長引いた場合はどうなるんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） よく言われます72時間というのが、いわゆる、生死を分けるということで3日間ということになっております。

今回の場合、じゃ、それがどうかということ、当然、あれだけのたくさんの方が亡くなり、また、行方不明もたくさんいらっしゃいます。

私ども、東日本大震災におきましても、こちらからも、救援隊で出ましたけれども、当然、現場ではそういう72時間というのは全くございません。見つけるまで頑張ろうということでやっております。

○消防局長（新盛和久） 捜索等に日数を決めてある根拠という部分が災害救助法の中にあります。その中で、災害救助法の中では、人命救助のために必要な時間は、今、次長が申しましたとおり、72時間というふうになっております。3日間の捜索であるわけですね。遺体捜索はどうかという点と、遺体捜索については10日間という基準がございます。

しかし、東日本大震災にしましても、広島市にしましても、社会的影響が非常に大きいという理由から、10日を過ぎても捜索されているという現状でございます。

以上でございます。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

○委員（杉蘭道朗） 先ほど、消防車両の関係がございましたけれども、今、管内において、救急車、それから、消防車両、ポンプ車両がありますけれども、充足率といいたいまいしょうか、全てに、一応、対応できる形での配備になってるんですかね。まず、そこを1点、お聞きしたいんですけど。

○消防総務課長（菅牟田 哲） 車両の配備については、全て充足率を保っております。

以上でございます。

○委員（杉藺道朗） 分かりました。

例えば、緊急出動、特に、救急等が入ったときに、ポンプ車と救急車と同時出動の場合がよくあります。

これは、将来的なあれなんでしょうけど、今、非常に、特殊車両もいろんな性能のいい、それから、それこそ特殊車両という形で。実は、以前、ちょっとテレビで見たことがあるんですけども消救車かな。消防車と救急車がドッキングした形で、1台でそれを賄うという車が開発をされていて、既に、他県で実用化されている部分を見たような記憶があるんです。

将来的に、効率化という点だけでは捉えられないかもしれませんが、将来的に、そういう特殊車両の導入とか、そこらあたりも研究されたらどうかというところがあったんですが、もし、考え方があれば。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 今、杉藺委員からお話がありました消防車と救急車がドッキングした形というのが、もう、10年前に、国内で開発されまして、1台目が、千葉の市川市のほうに入っております。

私どもも、ちょうど用事というか、出たときで見させていただいたんですけど。また、あとデモにも来られましたけども。そうやって乗りかえをしなくていい。こちら、祁答院分署でございましたら、タンクと救急がいるんですけども、それを乗りかえをしなくていい。1台で行けるということで、いいところもあるんですけども。やっぱり、中には、救急車として固いとか、振動が激しいとか、いろいろとございます。

そういうのも、私ども、いろいろと検討いたしました。また、今、議員がおっしゃるとおり、新しい資機材というか。いろいろと、今回、購入いたしますタンク車につきましても、自動泡の混合とか入れております。

いいところはどんどん取り入れて、情報を取りながら、また、新しいやつに対応していきたいと考えているところです。

○委員（杉藺道朗） はい、分かりました。

いろんな技術が進歩していますので、万が一のときに、そこをしっかりと対応できる形で、また、今後、研究をしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、全く別件でございますが、新しい消防庁舎ができて、緊急出動の際に、職員の方が道路に立って指示をされて、一般車両をとめて、優先出動させるという状況下にあるんですけども。消防庁舎の前のほうに道路に、今のところ、ゼブラゾーンの設定がないんですよ。

このあいだ、サンアリーナでちょっといろいろ協議会等々があったときに、参加して帰るときに、天神池の横で信号が1カ所あるものですから、かなり、車が数珠つなぎになったというきらいがある。

考えたときに、やはり、あそこは、ゼブラゾーンを早くに設置をしていただいで、出動がスムーズにできる形にしていいただければと思うんですが。その計画があるんであろうと思いますけれども、道路の関係ですから、建設部の関係もございませうけれども、そこらあたり、どのように考えていらっしゃるかお答えください。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 庁舎前の道路の関係でございますけども。今、委員、おっしゃいましたとおり、いわゆる、緊急車が出る入り口のところで、ゼブラゾーンということで。私どものほうも、あそこ、市道でございますので、市道の管理でございますの建設維持課、それから、公安委員会のほうにお願いいたしました、まず、打診をいたしました。ここにゼブラゾーンをつくってくださいと。

最初の段階ではオーケーをもらっていたんですけど、いざ、公安委員会の方が現場に来られて、おっしゃったとおり、直線であると。で、渋滞が頻繁にあるのかとか。あるいは、信号の手前でないので。そこは状況を見て検討いたしますよということで。一応、公安委員会のほうには、私どもの要望として伝えてございます。

今、おっしゃったとおり、朝夕の渋滞がひどいとか、そういうことをデータを取りながら、警察交通課を通じまして、公安委員会のほうにお願いしたいと考えているところでございます。

○委員（杉藺道朗） 最後にします。

言われましたように、常時、渋滞ということになかったにしても、万が一のそういう、いろんな催しがあったときの渋滞時において、少しでも、出動時間に影響が出るようなことがあってはいけませんので。今、お話があったように、さまざまな検討をされて、早目の設置といたしましうか、

そういうことをしていただければなというか、希望申し上げておきます。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○委員（徳永武次）他市で重大事故が発生して、露店商の、条例改正があったわけですが、点検とか指導とかされたと思います。

市外からの露店商も結構あって、この中で、指導された中で、何か特別な、そぐわない部分といえますか、そういう露店商がおられたのか、そのへんを確認したいのであるんですけど。

○予防課長（有村淳一）各露店の点検指導に入りまして、不具合といいますか、何点かございました。

消火器の準備。これについては、ほとんどの店舗のほうで準備していただいて、おおむね良好でございましたけれども。火気器具のほうにおきまして、特に、ガス器具等におきましては、ホースバンドがなかったり、コンロのほうで、設置状況が不備であったりというような点で。そう大した件数ではございませんでしたけれども、何点かあったようでございます。

以上です。

○委員（徳永武次）届け出と同時に事前指導はされるんですよね。

○予防課長（有村淳一）届け出の時点で、各消防署において、事前指導を行った上で、当日の点検指導という形で実施をいたしたところでございます。

○委員（成川幸太郎）同じく露店のことで関連ですけども。前回もお尋ねいたしましたけども、今回、露店の場所が大分規制されるというようなことで。出店件数については、昨年と比較してどうだったんでしょうか。

○予防課長（有村淳一）これについては、川内川の花火大会という点でよろしいんでしょうか。

これにつきましては、昨年の半分の出店ということではございました。

向田側が百四、五十店舗。大小路側が五、六十店舗ということ。昨年からはすると、半分以下というような状況でございました。

○委員（成川幸太郎）ひとつ気になったのが、ちょうど、花火の第1部が終わったころ様子を見ようということ。少なくなったことによつて、非常に、露店のところに行列ができてまして、

多くて、結果的にまた通りにくい状況が出てたんです。ここらへんについての今後の指導というの、ちょっと、こう、されたほうが。

入出は両側がないから、大分動きやすいのかなと思ったけど、予想以上に行列がいろんな店でできて、動きづらいというのがありましたんで。万が一のときの避難ということを考えれば、あそこらへんがちょっと障害になるのかなというのを感じましたので、また、今後、そういった時点も見て指導いただきたい。よろしくをお願いします。

○次長兼警防課長（福山忠雄）今、成川委員がおっしゃいました露店の。本当に、私ども全部回りましたが、いつもは行列ができないところにいっぱい行列があると。

いわゆる、竹之馬場通りでございますけども、あそこは、特にひどうございまして。昨年までは、両側に露店を出しておいたんですけど、ことしからは、私どももお願いしまして、片方だけにしてくださいと。お願いしたんですけども、当然、民間の駐車場があって、そこに、やっぱり、入ってらっしゃって、当然、両側に行列ができる。

そういうことに関しましては、先般行われました川内川の花火大会の反省会議がございまして、その中で、私どもも含めて、商工会主催者ですので、商工会議所のほうにもお願いしまして、今後の検討ということで、何とか行列をきれいにさばくような、そういうこともやっていきたいということで、この前、話をしたところでございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）お尋ねいたします。

原子力の災害のときの設備というのがどのぐらいそろえていらっしゃるか。防護服とか、防護マスクとか、計測器とか。設備状況を教えていただきたいのと。独自の訓練。講習や訓練というのをされていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○次長兼警防課長（福山忠雄）まず、私どもの資機材でございますけども。毎年、県のほうにもお願いしまして、更新をしているところでございますけども。細かい数字で申しわけないんですけど、防護服につきましては約1,800着、それから、面体、いわゆるかぶるやつですね。これが1,100ございます。あと手袋につきましても、

防護服と同じように。

それから、ポケット線量計。いろいろと種類があるんですけども、胸につけてやるやつとか。これが全部で133ございます。

あとサーバイメーター。ちょっと丸い型、いろんな機種がありますけども、こういうやつが11個。それから、除染用のテントが一式と。

あと、これ以外にも、いろいろと原子力とは別に、呼吸器であったりとか、そういうのもそろえております。そういう資機材を持っております。

それから、訓練でございますけども、訓練につきましては、原子力関係のが、災害に対応するためにも、定期的に備える訓練。それから、管轄でございます西部署におきましては—原子力発電所の専属消防隊もございまして、ここと毎月1回、合同の訓練をやっております。

今、委員おっしゃった原子力災害に特化した訓練というのも、年1回、原子力防災訓練等もございまして、それ以外にも、各種、そういった研修あるいは訓練を今やっているとございます。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○議員（川畑善照）携帯電話に案内がきますね、火災とか、災害があったときの。災害時の通報が携帯に入る人もあれば、もちろん、登録せいかんわけですけども。それをある程度、市民にも周知させて、できれば、自治会長、コミ会長さんあたりもされてるのか。そこを調べて。もちろん、本人の希望でしょうけども、今後。広報もですね、防災行政無線においてもよく入るところと、それから、遠隔放送だけで、入らないものとあるという情報を得ますので。そこをやはり広報関係やら、消防署、防災安全課、一体となって広げていただきたいなど。

それと、確実に、市民に通達できるような状況をつくり上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○消防局次長（福山忠雄）今の御意見でございますけれども。今現在、私どものほうも職員、団員、それから防災関係機関、あとは議員の皆様方全員、あとは本庁の各担当いろいろとあります、そういうところに全て、報道機関も含めてですけども、今、災害メールということで送っております。今ちょうどいろいろとメールが来られてい

ると思いますけれども、今、並行運用しております。9月1日から指令台と連動で出す予定で、いろいろとやっていますけど。なかなか登録数が上がってこないものですから、今並行運用で9月いっぱいやっているところでございます。

私どももお話をこの前、聞いたところでございます。自治会長さんから消防車が走って行っどん、わからんと。あや、何やっつけと。だから、なんとかできないかと。それにつきましては、防災無線の同報で案内放送したりしているんですけども。自治会の会長さんであったり、そういう防災の関係、いわゆる自治会の防災部の関係の方々。こちらも検討いたしますけども。なかなかいわゆる本土地域でしたら、全部火災は出ます。いわゆる関係のないところまでメールが来るわけです。そこを限定してできればいいんでしょうけど。そこにまたグループをたくさんつくると、どうしてもまた手間がかかる。手間というか、操作がです。ですので、今火災はどこであろうが、本土地域でしたら、今登録されている方は全部流します。そういうことを話したら、面倒かなという話もいただきました。私どものほうも、まだ検討いたします。今おっしゃったとおり、そういう情報伝達ですね、今そういうことが一番言われておりますので、各種情報。これから、また防災安全課とも話をしております、避難指示であったり、勧告であったりとか、そういうのも何とか早めに伝達、いわゆる確実な伝達ができるように構築していきたい。今新しい施設を入れましたので、これを有効活用しまして、やっていきたいと考えているところで。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局を終わります。御苦労さまでした。

△社会教育課の審査

○委員長（福元光一）次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠）おはようございます。社会教育課でございます。それでは、よろしく申し上げます。補正予算の歳出について御説明をいたしますので、予算に関する説明書の52ページをお開きいただきたいと思います。

10款5項1目社会教育総務費では、1,180万9,000円の減額補正をお願いしております。右側の説明欄であります。事項、社会教育管理費におきまして、4月1日付人事異動に伴います給与費の減額補正分であります。

続きまして、3目公民館費では、522万9,000円の増額補正をお願いしております。右の説明欄の事項、中央公民館費では57万1,000円を減額しておりますが、これは4月1日付人事異動に伴います給与費の減額補正分であります。

次に事項、地域公民館費であります。委託料で580万円の増額要求をさせていただいております。これにつきましては、下甌公民館につきまして、平成24年度の耐震二次診断の結果を受けて、構造耐震指標のI_s値が0.19と極めて低い状況でございましたものですから、危険な建物として現在使用を中止しておりますけれども、今回同公民館を解体し、あわせまして既存公共施設の有効利用を図ることにより、同公民館の代替機能を確保することを目的としまして、下甌支所の2階部分を一部改修するための下甌支所改修工事設計業務委託と下甌公民館解体工事設計業務委託のための経費をお願いしているものでございます。補正予算の概要の8ページも同様に下甌公民館改修事業といたしまして掲載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉蘭道朗）支所のほうの改修と、解体とを合せて580万ということでしょうから。解体した後の公民館の敷地の跡地です。そこはどのような形、駐車場とかいろいろあるんでしょうけれども、更地になるわけですから、そこあたりはどのような活用をされますか。

○社会教育課長（橋口 誠）現在、公民館、支所の後ろ側でございますけれども、解体した後は

基本的にはもう駐車場で使っていただきたいと思いますところでございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○社会教育課長（橋口 誠）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○委員長（福元光一）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三）中央図書館でございます。中央図書館の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の52ページをお開きください。

10款5項4目図書館費では65万3,000円の減額補正を行い、補正後の額を8,342万9,000円とするものでございます。補正の内容は、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整でございます。

以上で説明を終わります。審査方よろしくお願

いたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。ただいま質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三）委員会資料の1ページ及び2ページをお開きください。

今回は、市内の読書活動ボランティアグループが県図書館協会の優良図書グループとして表彰を受けますので、その報告と市内の読書活動グループの紹介を申し上げます。

まず、1にありますように里町の読書活動グループ、ボランティア・ムーミンが県図書館協会の優良読書グループ団体として表彰されます。この表彰は、毎年県内で4から5グループを表彰しているものでございます。表彰を受けるボランティア・ムーミンは、平成元年に発足しまして、地域に伝わる昔話を紙芝居にして実演することを主とし、分館や幼稚園での月1回のおはなし会の開催、学校や地域等での行事の際の自作紙芝居の実演などの活動を行っておられます。

また、町子ども会とともに「里・読書の集い」等を開催し、子どもの読書活動の推進に尽力いただいております。このような活動実績が高く評価され、今回の受賞となりました。

次に、2では市内の読書グループ一覧を掲載しております。市内には、中央図書館が把握しているだけで、計32のグループがございます。地域別では、川内19、樋脇3、入来4、東郷1、祁答院2、里1、下甌2となっており、会員数が計683人です。この32グループのうち24グループは、幼稚園、小学校の保護者や保護者OB等で構成されており、それぞれの園や学校での読み聞かせ、おはなし会を実施されております。

その他の8グループにつきましても、先に紹介いたしました里町のボランティア・ムーミンを含め、地域住民の方々が構成員となり、地域行事や施設での独自のボランティア活動を実施されているところでもあります。

以上で、読書活動グループの活動について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（福元光一）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行）では、少年自然の家の補正予算について御説明申し上げます。予算に関する説明書の52ページをお開きください。

10款5項6目少年自然の家費、減額39万4,000円は、4月1日付人事異動に伴う人件費の調整分であります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行）それでは、所管事務に関する報告につきまして、委員会資料の3ページをごらんください。

少年自然の家は、これまで資料に記載しております基本方針に基づきまして、青少年の健全育成に主眼を置きつつも、生涯学習の推進及び施設の有効活用を図る面から、一般成人を対象とした団体の受け入れ、主催事業を行い、利用者の拡大に努めてきているところでございます。今回は、その一般成人の利用の状況の現状と課題について報告いたします。

資料では、2番のほうになりますけれども、過去5年間の一般成人の利用の状況をお示しております。まず、団体受け入れの状況につきましては、年によって違いはありますけれども、利用者数は3千人台を保っております。ただ、団体数につきましては、年々減少しているのが現状でございます。なお、この一般成人のみの団体につきましては、陶芸や木工旋盤の自主グループ、あるいは企業研修、病院、福祉関係の団体となっております。

また、一般成人を対象としました主催事業につきましては、この5年間は、てらやまんち森の学校のみを実施しております、年7回から8回程度実施をいたしますけれども、これが毎回30名近い参加をいただいているところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。今年度の一般成人を対象とした主催事業について御説明申し上げます。てらやまんち森の学校につきましては、資料にございますように、年七つの講座を実施いたします。これまで実施しました3講座もほぼ例年並みの参加をいただいているところでございます。今年度は、これに加えて新規事業としまして、高齢者を対象としました元気はつらつスクールを実施する予定でございます。65歳以上の高齢者の方々を対象としまして、体を動かすこと、手づくりの食事づくりを楽しむこと、そしてそれらの過程を通して参加者同士の交流、ふれあいを楽しんでいただくことを目的に実施するものでございます。今回は、パークゴルフと自然

の家にありますピザ釜を使ったきのこピザづくりを通して、参加者同士の交流を楽しんでいただく予定でございます。

最後に、今後さらに一般成人の方々の利用促進を図るための課題としまして、まず一般成人の皆様が本所の認知度をさらに高める広報活動の工夫と、利用していただくとすれば、どのような活動希望をされるのかのニーズをさまざまな機会に探っていくということ、それから市の関係課や高齢者クラブ等の団体、あるいは民間施設、企業等との連携をさらに深めること、また今、子ども会、PTAには行っているのですが、成人団体に対する出張指導の実施、主催事業につきましても世代間交流事業や先ほど御説明いたしました元気はつらつスクールのような交流型の事業を行い、そのメンバーから定期的に本所を使っただくような自主グループを育成できればということも考えているところでございます。このような取り組みを通して、本所の利用者数の拡大をさらに図っていきたくと考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）新しい事業で、元気はつらつスクールというのをされるんですが。今から募集されるんですね。その中にパークゴルフが入っているんですが、このパークゴルフについては、今、薩摩川内市でできるところがなく、非常に、愛好者の方々がどこかできないかと。これは常設のパークゴルフがあるということで捉えていいですか。

○少年自然の家所長（上村実行）実は、自転車モトクロスコースで。例えば、市来、串木野にありますような、あんなきれいな平坦ではなくて、斜面の中の、自転車の通路を上手に使いながら、自転車の邪魔にならないような形でしております。本格的なものを想像していただくと、ちょっと厳しい部分はあつて。簡易的なものではあるのですが、起伏に富んだ中で、それなりに楽しんでいただけるものと考えております。

○委員（成川幸太郎）これは、この事業のときだけじゃなくて、パークゴルフで高齢者の方が何

人か集まって楽しみたいと言え、対応していただけのですか。

○少年自然の家所長（上村実行） それは、もうぜひということ。今回そういったことも含めて、ひとつのきっかけにしたいと考えているところで、今も福祉関係の市役所の方も連携をとって、募集、広報をお願いしているところでございます。

○委員（成川幸太郎） わかりました。ぜひ私もこういうのができると、薩摩川内市にもできるといことは、どんどんアピールしていきたいと思しますので、ぜひ対応よろしく願いいたします。以上です。

○委員（徳永武次） 今後の課題で企業の研修推進というのがあるのですが。企業になりますと宿泊研修とか、いろいろ計画される部分もあると思うんですけども。やはり成人になりますと、食事とか、そういうのを非常に重要な推進のポイントになるんじゃないかなと思うんですけど。ましてや企業によっては、アルコールの承認とか、いろいろあるような気がするのですが。その辺の見解はどうなっているか教えてください。

○少年自然の家所長（上村実行） これまでも、今年度も職場の新人研修でありましたりとか使っていたらありますが、基本的には青少年教育施設ということで、アルコールについては、というふうな対応をとっているところでございます。今後のことにつきましては、教育委員会を含めて協議をさせていただくことになるかと思っておりますけれども、現時点では、やはり教育施設ということを前面に出して活動を行っているところでございます。

○委員（徳永武次） 今まででは企業の研修とかいろいろありますよね。市内企業が多いのですか。県外企業が多いのですか。

○少年自然の家所長（上村実行） これにつきましては、担当のグループ長のほうに回答させます。

○研修指導グループ長（下園伸秀） お答えいたします。

今年度、利用がありましたのは、市内の企業でございました。

○委員（徳永武次） 先ほど最初の質問になるんですが、企業からの要望はなかったですか。飲酒とかそういうのは。

○研修指導グループ長（下園伸秀） お答えいたします。

今年度は、うちの企業の新人研修でありまして、4月からの新規採用の職員の研修でありまして、ほとんどが自主の研修になっておりました。

以上です。

○委員（杉藺道朗） この元気はつらつスクール、きのこピザづくりというふうになっていますので、当然、材料がかかるわけですね。そこやらの材料費の関係を教えてください。それと、てらやまんち森の学校あたりでも、原材料がかかる部分がありますが、そこらあたりの費用のあれはどうなっているのか、教えてください。

○少年自然の家所長（上村実行） 元気はつらつスクールにつきましては、300円という原価の、必要な部分です。森の学校につきましても、必要な材料の原価分をいただいて、1,000円を超えるのは藍染の元の——ことしはエコバッグだったんですけども、その元にかかるものが高かったです。そこは1,000円を超えましたけれども。大抵は1,000円以内で森の学校もできるようにしているところでございます。

○委員（川添公貴） お願いちょうか。子どもたちの夏休み期間中にぼっけもんの旅とか、たくさんしていただいているんですけども。どっちがいいのかなというのは考えるんですけども。ライオンズとかもやっていますよね。子どもたちの事業とか、同じ日にかぶるんですよね。応募される方は、どっちも応募する。どこでも行きたい方なんで、かぶったほうがいいのかなどは思うんですけど。できればそういうのを、チャンスを生かして、あちこち行きたいということで。ある方は兄弟を分かれて、一方はぼっけもんに行かせて、一方はライオンズに行かせてというような形をとられているような感じがあったんですけど。そういう夏休みのときの事業について、市内全域でいろんな子どもたちの事業について。授業じゃなくてですよ。事業について、調整をかけて、バランスよくまいこと流れていくような、調整がきかないもんかなと思ってはいたんですが、その日程の調整が。

○少年自然の家所長（上村実行） 幾つかの事業は重なりながらということで、片一方をやむを得ず諦めているという話は幾つかお聞きします。です。ので、できる限りの情報収集を図りながら、子どもたちにできるだけたくさんのお機会ができるような、そういった検討はしていきたいと思っております。

○委員（川添公貴）ぼっけもんの旅の引率の状況も、1回見たんですけど。かなり大変だろうと思うんですけども。帰ってきた子どもたちがかなり生き生きとして、達成感があるということなんで。これは40名でしたっけ、たしか人数は、ど忘れしたんですけど。ちょっと枠をもうちょっと広げるとか、大変でしょうけど。引率とトラックを2台を準備して、それは大変だというのはわかるんですけど、達成感と天秤にかけたときに、もうちょっと枠をふやしてもいいのかなちゅう思いはしたんですが、どうでしょうか。

○少年自然の家所長（上村実行）大変ありがたい御意見でありますけれども、今、夏は50、冬は一応40で考えております。ただ、ことしの夏は実際90名を超す応募もいただいたところなんですけれども、自転車の台数自体が60ほどしかなくて、予備の台数を含めると、今ある台数を有効に使うとなると、50名がいっぱいいっぱいかなと。あとは安全面を考慮しながら、冬の人数を若干ふやすことも今検討中であります。

○委員（川添公貴）ぜひ広げていただいて、その90名が全員行けるぐらいというのが、一番理想なんでしょうけれど。そこの予算措置はしっかりと、部長が聞いていらっしゃると思うので、来年度の査定に向けて、予算要求をされて。教育のためですから、ぜひ枠を広げていかれるように、予算要求されたらと思います。ぜひお願いしておきます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）団体が減っているということなんですが。利用者数はふえているわけですが、団体が減っている理由というのは何なのかと、それから高齢者の利用というのは、大ざっぱでいいんですけど、何割ぐらいいらっしゃるかということ。それから、交通の便は非常にアクセスが悪いという声があったわけですが、改善されているんだろうかという、三つの点、お尋ねしたいと思います。

○少年自然の家所長（上村実行）まず一つ目の団体数の減少につきましては、一つには、私どもの広報も足りなくなっている分もあるのかなと思うのですが。もう一つは、森の学校から自分たち

で陶芸のグループをつくったり、旋盤のグループをつくったりとか、そういう自主グループの方々がいらっしゃるんですけども、年々高齢化もされていることもありまして、その自主グループの数も減ってきている。そこも一つの原因なのかなと考えているところでございます。

それから、高齢者に限定したデータの取り方というのは、ちょっとしてはいないんですけども。実際にこの主催事業で行っております森の学校の参加者の皆様も、いわゆる一般成人の方々の年齢の高い方々も、毎回幾らか入っていらっしゃるという部分です。森の学校に関しては、半分近くがというところでございます。

あと、交通手段につきましては、それぞれ自家用車で来ていただくというのが現時点でのものです。5月5日のこどもの日フェスタに関しましては、無料のバスを運行しておりますけれども、それ以外は各自の来所ということになっております。普段は使っていないです。

○議員（井上勝博）高齢者の利用については、恐らく高齢化が進んでいるわけですからふえてきているのではないだろうかと思うのです。これは他の課との連携なんですけれども、ボランティア登録ができるような形にできないだろうか。いわばおでかけ支援券が来年度から廃止されて、ボランティア登録するとポイントもらえると。この行事が連携ができないのだろうかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○教育部長（中川 清）お尋ねのこの元気はつらつスクールというのは、一方では、介護予防の一次予防の事業にも該当することもありますし、この事業自体を、いわゆる介護保険の介護予防事業に位置づけられないか、イコール今おっしゃったように、ポイントの付与、あるいはこれにボランティアの方々があれば、その方にも付与できないかというものについては、今後十分、市民健康課と協議はしてまいります。

それからもう1点です。今回、こういうふうに関心を持って一般成人を対象にした事業の推進というものをお出ししましたのは、少年自然の家という、子どもたちを対象にしたという、少し制約もあるものから。今後については、名前はどのようなふうにするかは別にしまして、きっちり成人を対象にした事業のものも、今の条例の中にきっちり位置づける必要があるんじゃないかというようなことも

ありまして、これについては、来年度の3月議会に向けて、教育委員会のほうで検討していったら、それによって、もう少し積極的にPRができるような仕組みもつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。御苦労さまでした。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（福元光一）次に、教育総務課及び学校教育課の審査の審査に入ります。

△議案第70号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第70号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、議案つづりのその1の70-1ページをお開きください。

議案第70号を説明いたします。提案理由につきましては、本会議で部長が説明いたしましたとおり、児童数の減少に対応し、幼稚園教育の充実及び教育環境の確保を図るために、手打幼稚園をかのこ幼稚園に統合し、手打幼稚園を廃止しようとするもので、改正の内容につきましては、70-2ページにありますように、条例の別表の薩摩川内市立手打幼稚園の項を削るものがございます。施行日につきましては、平成27年4月1日からになります。

なお、この条例が施行されますと、別添総務文教委員会資料の教育委員会分の5ページをお開きいただきたいと思いますが、5ページの1の市立幼稚園数及び各幼稚園の園児数の表の欄にありますとおり、現在13園が、来年4月からは薩摩川内市立幼稚園は12園となるとところでございます。手打幼稚園の園児の推移や統合後のかのこ幼稚園の園児の推移につきましては、6月議会の本委員会におきまして、学校教育課のほうから説明がありましたので、今回は委員会資料を御参照いただければというふうに思っております。

また、下に書いてありますとおり、今後の課題といたしまして、かのこ幼稚園の認定こども園化の検討を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）統合されていくわけですが、通園の手段等はバスということでしたか。そこをもう一回確認したいということ。

それから、手打幼稚園の園児数の推移ということで、26年度で11名の1クラスということになっていて、ほとんど変わらない推移をするのですが、これから考えると、資料の1番、八幡幼稚園も10名、高城中央幼稚園が17名です。東郷は、もちろん100名を超えているんですけど、こういうのも今後統合の対象になっていくのかどうか、ということです。ですから、人数を基準にされたのかということをお聞きしたいんです。

それと、基準したとするならば、今の園の今後の動向についても、そういう方向性がみられるのかどうかということになると思うので。以上3点、お伺いしたい。

○教育総務課長（鮫島芳文）幼稚園の統廃合につきましては、薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針がございまして、その中に園児につきましては、現段階で園児総数が2年連続で20名未満の場合は統合を推進するという形になっておりますので、当然、先ほど言われましたとおり、統合については、地元等への声かけをさせていただいているという状況でございます。

また、実質的には、この手打幼稚園につきましては、ことしの5月に手打幼稚園のほうから、統廃合の要望書が出されております。その中で、統廃合の理由といたしまして、まず1番目には、平成26年度の11名を最高として年々減少していくと。それで幼稚園教育における大切な社会性の育成が困難になること。二つ目には、コミュニケーション能力などの育成が難しくなること。またできれば小さな地域の幼稚園という形ではなく、かのこ幼稚園と統合して、下甌の子どもという大きな視野で子育てをしたいということがあって、地元のほうから要望書が出されて、今回この

ような形で統合させていただくという形になっております。

通園の部分につきましては、学校教育課長のほうから説明があります。

○**学校教育課長（原之園健児）** 通園につきましては、スクールバスを配置して、それで送迎をする予定でございます。

○**委員（杉藺道朗）** この廃園後の施設の利活用部分というのは、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○**教育部長（中川 清）** この手打幼稚園の跡地の利用については、先ほど課長が言いました要望書の中に、放課後児童クラブとして利用したいということがありまして。これはこの要望書が出る前から、子育て支援課のほうとは十分協議をしております、現在のところ4月から幼稚園が統廃合します、その施設の改修というのが間に合いませんので、4月の段階では、手打小学校の空き教室を使いながら、手打幼稚園がかのこ幼稚園に統合になった後、その間に4月中にでも、できれば施設の改修を、子育て支援課のほうでしていただいて、夏休み明けぐらいには、今度は空き教室ではなくて、新しいところで放課後児童クラブの運営ができればと。ただこの分については、やはり国庫補助の基準がありますので、子育て支援課のほうで、そういったニーズの確保ができるのか、あるいは運営の主体はしっかりできるのかという分については、地元のほうと協議をされるというふう聞いております。

以上でございます。

○**委員（杉藺道朗）** いいほうに動いていただければいいと思いますが。もし今、維持補修というか、改修と申しましょうか、予算的な部分とかどのぐらいという、大体の目鼻的な部分とかは考えられているのですか。

○**教育部長（中川 清）** かのこ幼稚園のほうの受け入れ側については、既定の予算の中で対応はできると。それから手打幼稚園の後の部分、これは子育て支援課のほうの予算になるわけですが、これは改修の全体の予算というのが制度設計されておりますので、その範囲内で対応されるというふう聞いております。

○**委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○**議員（井上勝博）** このかこの幼稚園を認定こども園へするというお話でしたが、その理由というのは、幼稚園のままではいけないのかということなのですが。

○**教育部長（中川 清）** 認定こども園化、これは新しい制度設計が明けて4月から始まります。新しい子育ての支援、法改正もあつた後の新しい仕組みができます。これは、当然に本土地域については、それぞれ市立、私立の保育園であつたり、幼稚園であつたりされて、その中で十分検討される。ただ、甌島については、公立しかございません。一方の中で、幼稚園の場合は、夏休みもありますし、それから認可外の保育園のほうは、そういったサービスの提供もありますので。その両方ともカバーができるような体制というのは、私は、前の市民福祉部にいるときから、かのこ幼稚園の中にへき地保育所と。保育園と幼稚園が一緒になる段階からできないかなというふうには思っていました。ただ、實際上、新しい制度設計を見てみますと、結構お金もかかるものですから、このやり方については、認定こども園化というものがいいのか、あるいはもう少し幼稚園とへき地の保育所のほうの連携を強化しながら、逆に言うと、役割分担をもう少し手厚くしたほうがいいのか。これによって保護者負担がどうなるのか、この辺を十分検討しながら考えていきたい。課題としては、やはり甌島の課題というのはここにあるんだというものを、今回お出ししたくて、認定こども園化ということで別記をしましたけれども。ここの部分については、十分保護者の負担、経費の分担というものも考えながら、御提案できる時期がありましたら、提案したいと思います。まだ今の段階ではデメリットのほうも結構多いものですから、簡単に言うと、お金の話になってきますので、これはまた十分財政のほうとも相談していく必要があるのではないかとこのように考えています。

○**委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり、可決すべきものと認めることに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第71号 財産の取得について

○委員長（福元光一）次に、議案第71号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）議案つづりのその1の71-1ページをお開きください。

議案第71号について御説明申し上げます。提案の理由につきましては、さきの本会議で部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

取得する財産でございますが、東郷地域小中一貫校施設整備事業用地といたしまして、一つ目には土地の地目及び所在地でございますが、現在の地目が田、雑種地、山林、原野及びため池で所在地が薩摩川内市東郷町斧淵字穴田4593番1のほか17筆及び東郷町斧淵字谷津4498番3ほか5筆の各一部の合計24筆でございます。

土地の面積でございますが、取得する土地の面積につきましては、8万6,653平米で、取得価格につきましては、全体で2億1,746万6,550円でございます。

取得の相手方でございますが、薩摩川内市中郷町2283番地、田代運送株式会社代表取締役田代豊幸氏ほか3名でございます。

それぞれの取得する土地の概要につきましては、次のページに記載してございますが、土地の概要に記載してあります、横の左端のほうに番号がふってございますが、この1番、4番、5番、6番、20番、24番の土地につきましては、相手方から必要な部分のみを分筆させていただきまして、購入する6筆でございます。公募上の地目でございますが、ここに書いてありますとおり、真ん中の地目が書いてあります雑種地が7筆、2筆は市道沿いの土地でございます。それにほか、山林が4筆、ため池が3筆、原野が3筆、田んぼが7筆でございます。

なお、今回購入する土地の7筆の田んぼでございますが、農地ということで、合計面積が5万2,756平米と、4ヘクタールを超えていることから九州農政局所管の農林水産大臣による農地転

用許可が必要となっているところでございます。今年度中に許可を受けて、所有権移転を全て終わらせて、移転後に同時に4人の地権者へは用地の支払いを行う予定にしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜）大変広い土地を一遍に取得されるんですけど、今出てきましたように、田、雑種地、山林と、いろいろな地目があるわけですが、まず聞きたいのは一括で割ってしまえばいいんでしょうけど、大体評価というのは、その地目ごとに幾らぐらいなのかということ。分筆が大変多く発生しておりますが、民間で売り買えば、分筆は売主の負担とか、いろんな条件がつくんでしょうけど。それと地目変更の経費、つまり登記費用です、こういうのは、この価格には全く入っていないと判断してよろしいのでしょうか。わかっていればお答えください。

○教育総務課長（鮫島芳文）まず土地につきましては、主に雑種地、それから道路沿いの土地の分につきましては、約1万円以内という形になります。そのほかほとんどの学校敷地になる土地につきましては2,500円程度、山林については一番安いもので70円、これは平米当たりになります。土地につきましては、不動産鑑定を平成24年度末に入れさせていただき、その不動産鑑定に基づきまして、市の不動産鑑定評価委員会にかけて決めた額以内での契約という形になっております。

それと、土地につきましては、分筆については、市の負担のほうでさせていただくという形になります。それとあと、所有権移転については、最終的には用地課にお願いしますと。嘱託登記という形で整備をしていくことを考えているところです。

○委員長（福元光一）ほかにごございませんか。

○委員（下園政喜）済いません。公的に買えば、もちろん売った人には税金はつかんのでしょうか、不動産取得税というのもここで買えばつかんわけですか。

○教育総務課長（鮫島芳文）一応、今回、税務署協議も行っておりまして、5,000万円控除をしていただく形になっておりますので。土地につ

いては一人当たり、法人、個人、4人おられますので、実際上は5,000万円の2億円の控除があるんですけども。実質的にはお一人の方は60万円前後ですので、実際、全部控除されて余りがあるということです。逆に言うと、お一人の方は1億5,000万円程度ありますので、5,000万円しかないので、あと1億円の部分については、最終的には土地を取得したときの価格と売ったときの価格の差額に対して税金がかかるという形で、取得した額が幾らで取得したかというのは我々にはわかりませんので、税金が来るか来ないかというのは、実質的には本人しかわからないというところになります。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止しております議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） 予算に関する説明書の48ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、10款1項2目、事項、事務局管理費の4,255万9,000円を増額補正するもので、内容につきましては、委員等報酬については、職員の産休、育休や病休の代替となる嘱託員の報酬を延べ41カ月分増額し、給料、

職員手当等共済費につきましては、ことしの4月に教育委員会で再任用となった職員2名分を含めた人事異動に伴います人件費の増減調整でございます。

次に、予算に関する説明書の49ページをお開きください。

2項1目、事項、小学校管理費の486万7,000円を増額補正するもので、内容につきましては、4月の人事異動に関する学校主事、学校用務員嘱託員の人件費の増減調整でございます。

また、備品購入費の3万円でございますが、この3万円につきましては、水引校区にお住まいの個人の方から、水引小学校の学校図書の実を充実を図るためということで寄附がございましたので、これにつきまして、図書を購入する経費を増額補正させていただいたものでございます。

次に、予算に関する説明書の50ページでございます。

3項1目、事項、中学校管理費は314万8,000円を増額補正するものでございます。

これは、大きくは4月の人事異動に関する学校主事、学校用務員嘱託員の人件費の増減調整でございます。

また、備品購入費につきましては、先ほどありましたとおり、3万円でございますが、小学校管理費と同様、水引校区にお住まいの方が、中学校のほうにも図書の充実を図りたいということで寄附をいただいたものを図書購入費という形で増額補正させていただくものでございます。

次に、予算に関する説明書の51ページをお開きください。

4項1目、事項、幼稚園管理費の102万7,000円を増額補正するもので、これにつきましては、人件費の増減調整でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の14ページをお開きください。

18款1項8目、教育費寄附金の部分のところで小学校の寄附金と中学校の寄附金のおのおの3万円につきまして、先ほど歳出のほうで説明しましたとおり、水引小学校と水引中学校のほうに図書の充実を図るための寄附があったための歳入分を増額補正するものでございます。

以上で、教育総務課分についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○**学校教育課長（原之園健児）** それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出から御説明をいたします。

予算に関する説明書の48ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費、説明欄の1番目、事項、教育育成費175万円の増額は、学習障害や発達障害等のため、特別な教育的支援を要する児童への学習支援が、授業に支障を来している通常学級に特別支援教育支援員を3名配置するために必要な経費の増額補正を行うものでございます。

同じく2番目、事項、スクールカウンセラー配置事業費は、従来、県が市町村に委託して配置していたスクールカウンセラーを、今年度から県が直接配置することになったことに伴い、事業費の全額を減額するものでございます。

49ページをお開きください。

続いて、2項2目小学校教育振興費、事項、小学校扶助費390万円の増額は、走行距離の多い手打小学校スクールバスを近距離路線に配置転換し、新たにスクールバスを購入するための経費を計上する増額補正でございます。

53ページをお開きください。

続いて、6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費322万1,000円の増額は、平成26年4月の人事異動に伴う職員給与費等の増額補正でございます。

引き続き、歳入の御説明をいたします。

予算に関する説明書の11ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金、1節小学校費補助金、へき地教育整備補助金188万円の増額は、手打小学校スクールバスの購入に伴い、国庫補助金を増額補正するものでございます。

13ページをお開きください。

16款3項7目教育費委託金、3節中学校費委託金、スクールカウンセラー配置事業委託金219万円の減額は、スクールカウンセラーの配置が市町村への委託から県の直轄事業となったことに伴い、県委託金を全額減額補正するものでございます。

以上で、学校教育課の説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○**委員長（福元光一）** ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○**議員（井上勝博）** スクールカウンセラーを県が直接配置するというふうになったということなのですが、例えば、このことによって何かこう変化というのは、どういうふうに、何を目的というか、その説明をいただきたいんですが。

○**学校教育課長（原之園健児）** これまで市のほうに委託して市のほうで学校に配置をしていたところなのですが、県のほうが学校のニーズ等、実態に応じた配置を直接行うということに切りかわってきたわけで。特に大きな変更点、支障とかということはありません。学校のニーズに応じて、実態に応じた対応をするということで。実際これまでと1回当たりの配置時間とか、カウンセラーが配置する時間とか、回数については特に大きな変化はございません。

以上でございます。

○**委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○**委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○**学校教育課長（原之園健児）** それでは、総務文教委員会資料の6ページをお開きください。

現在、ことし7月から各中学校区で教育を語る会を実施しております。現在3回ほど実施しておりますが、その際、薩摩川内市の学校教育について説明をさせていただいておりますので、本市の連携型小中一貫教育について、改めて御理解をいただきたいということで、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本市が進める連携型小中一貫教育の位置づけについて御説明をいたします。

7ページのほうをごらんいただきたいと思えます。

1、薩摩川内市の学校教育のところに書いてございますように、本市におきましては、ふるさとを愛し、心豊かにたくましく生きる薩摩川内の人づくりを目標に取り組んでおりますが、その中心

に小中一貫教育の推進を位置づけ、小・中学校が、9カ年を見通してお互いに連携し、補完し合いながら一貫教育を行うようにしているところでございます。

2番の連携型小中一貫教育の歩みについてでございますが、本市の連携型小中一貫教育は、平成18年度に水引中学校、祁答院中学校、里中学校の3つのモデル校区で3年間研究を進めていただき、平成21年4月から市内全ての小・中学校で取り組んできているところでございます。

現在、第3段階ということで、学校応援団等も組織していただき、地域の協力をもらいながら取り組んでおります。

小中一貫教育の狙いでございますが、小・中学生の交流活動や小・中学校教員の授業交流を通して、小学生へは中学生への憧れを持たせ、中学校生活への意欲を高めること、中学生へは小学生への優しさや思いやりの発揮を通して自信を持たせること、教員は相互に学び合い、みずからの教育観を豊かにし、指導力の向上を図ることを狙いとして取り組んでおります。

具体的な内容についてでございますが、一つ目は、小・中学校間の円滑な接続を図るために、6・3制に、小学校1年生から4年生までの前期、小学校5・6年生、中学1年生の中期、中学2・3年生の後期と、4・3・2制の考え方をとり入れて行っております。小学校と中学校の接続をスムーズに行って、中1ギャップの解消を図るために、特に、中期に重点を置きながら、小学校と中学校あるいは小学校と小学校同士の交流、中学校の先生が小学校で、小学校の先生が中学校で授業を行う授業交流を行っております。

二つ目が、ふるさと・コミュニケーション科の充実でございますが、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとを自慢できる子どもを育てることを目的とした学習でございます。

現在、地域の協力のもと、郷土の自然や特産品、歴史や伝統芸能について学び、ふるさと薩摩川内を誇りに思う子ども、また協力しながら学んだり、調べたり、まとめたり、そしてそれを発表したりする活動を通して、人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成を図っております。

三つ目に、本市におきましては、小学校からの英語教育を重視し、ALT7人、地域の人材を活用したゲストティーチャー14人による支援を行

いながら、小学校低学年10時間、中学年25時間、高学年35時間の授業を行っております。

四つ目が、薩摩川内元気塾でございますが、全国あるいは県内、地域で活躍されている方々の話を聞いたり、実際に体験を通しながら、子どもたちに夢と希望と元気を与える時間でございますが、平成25年度は117回、316人の講師を招いて実施したところでございます。

今、御説明しました、ふるさと・コミュニケーション科と薩摩川内元気塾につきましては、9ページにその取り組みの様子を写真で紹介しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

これまでの取り組みの成果でございますが、児童生徒の姿として、まず不登校が減少してきていることが挙げられます。平成25年度の全生徒に対する不登校の割合が中学校で1.57%と、全国や県と比較しても約半分になっております。

特に、中学校1年生の不登校につきましては、昨年度は1学期はゼロであったりと、毎年不登校が少ない状況でございます。

また、中学校の問題行動等も減少し、学校も落ちついているというような成果が見られるところでございます。

教員の姿として、共同で研究をする機会がふえ、お互いのよさを学ぼうとする姿が見られまして、小学校においては中学校の専門的な指導を学ぶことで教材研究を深める先生がふえております。

中学校においては、小学校で行う問題解決型学習を取り入れて、わかりやすい板書や、膝をついて生徒の目の高さに合わせて生徒に語りかける姿等も見られるようになってまいりました。

今後は、学力向上につなげていく必要があると考えております。全国とほぼ同程度であるとは捉えておりますが、もう一つ、レベルを上げていく必要があると思っております。

最後に、3年間に1回、持ち回りで小中一貫教育の取り組みを紹介する実践発表会を実施しております。今年度は、6ページの4に書いてございますとおりの学校で実施することになっておりますので、ぜひ実践の様子をごらんいただければと考えております。

以上で、学校教育課の説明を終わります。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）学校教育の中で、学校応援団が設けられて、実際にこの学校応援団の人を活用してやった事例というのがどれぐらい起きているのか。また恐らく社会を引退した人だと思うんですけど、年齢的な、その、指導される方の年齢構成というのがわかってれば教えてください。

○学校教育課長（原之園健児）学校応援団につきましては、所管が社会教育課でございますので、詳しいことは私のほうから申し上げられませんが、事例として御紹介をさせていただきたいと思っております。

学校によりましては、書道の指導ができる方であったり、あるいは女性の方でミシンの使い方を教えてくださいまして、家庭科や国語の授業の折に一緒に御指導をいただいている事例もございます。

中学校におきましては、放課後に個別学習のために、一人一人の子どもたちに教科指導をさせていただきつつ応援団の方もございます。

以上でございます。

○委員（川添公貴）たくさん質問をしますんで、一つずつお答え願いたいと思います。

まず、この小中一貫教育の連携型なんですけど、学校の運営方針がありますよね、その中で、きちんと、これを踏まえて今、されてるのかちゅうのの再確認です。

で、この中1ギャップを防ぐための4・3・2制は、もう昔から、そういう、私も提案もしてました。これ、いい効果があるのは十分承知してるんですけど、実際、この成果の中で不登校児童が減ってきてるのは、私の地元でも確かに把握してるんですけど、減ってきてます。で、その成果が、どうしてこういう成果が出たのかちゅうのをお聞きしたい、これ2点目です。

関連して。小学校で、連携はうまくいってるんですけど、小学校単体において地域と学校とうまくいってないところがあるかどうか。

とりあえず3点、お聞かせください。

○学校教育課長（原之園健児）まず、小中一貫教育が各学校の運営方針としてうたわれているかということですが、これは、市の最重点施策でございますので、学校経営におきましても、この小中一貫教育を中心に、小学校から中学校9カ年の教育に取り組むということは、基本的なこととして考えているところでございます。

それと、中1ギャップのことで不登校が減少してきているその理由についてということですが、子どもたちにとりましては、中学校の先生が小学校で授業をしてくださったりすることで、中学校の先生が身近に感じられるということ。それと、小学校、中学校と一緒に交流をすることで、自分の進学する学校の先輩方を、既に顔を知ったり、交流があるということ。それと、同じ中学校に行く小学校同士の交流、小小交流と申しますが、小小交流のほうも行われておりますので、学校が違って、同じ学校に行く子どもたちがある程度顔見知りになっているケースも、そういう機会も設けられているということ。それと、この小中一貫教育を通す中で、一緒に活動する中で、先輩である中学生が小学生にいろんなことを教えたりというかわりもございます。

そして、アンケートをとっておりますけれども、中学校に進学する不安があるかというアンケートに対しまして、以前は、大変不安があるというほうが非常に多かったところですが、最近はそれがだんだん減っております、不安がないというほうが少しずつふえてきている状況でございます。そういうことが総合的に考えられる理由ではないかと捉えております。

小学校で地域とうまくいってない学校ということでございますが、全体的に各学校、地域と、地区コミ等と連携を図ったりしながら教育に取り組んでいると思います。特に、ふるさと・コミュニケーション科におきましては、地域の方々が参加しなければなかなか授業が進まない部分もございますので、連携が図られているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員（川添公貴）おおむね問題はないということで、前段はそういうことで十分理解しました。今、本市においては、そういう学校はない。ついては、今、法令講習会が行われてまして、東郷なんですけど、私、きのうで4日目なんですけど、地域の方々が集まってこられます。で、きのうは南瀬だったんですけど。山田の校長先生は来られませんでした。ほかの校長先生は必ず来られるんですけど。まあ、ちょっとほかの用件があったんで、子どもの件がちょっとあったもんですから、教室まで行ったんですけど。ちょっと腰が痛い、病気で帰られたということだったので、まあ、そ

れは病気だから仕方ないんでしょうけど。

この、ふるさと・コミュニケーション科の充実というところで、望ましい人間関係を築く力ということであるので、そういう地域の方々が来られるところに必ず顔を出すことによって、学校長が常日ごろからコミュニケーションがとれて、いろんな問題が解決できると思うんですよね。その努力をすべきだと思うんです。

で、この先はちょっともう言いませんけど、私もそこにいるんな話をしてきたんですが。いろんな考え方がありますんで。それを砕いて溶かして、うまく持っていくためには、みずから飛び込んでいくべきだろうと思うんでよね。だから、子どもにコミュニケーション力をつかせようという方針はわかるんだけど、校長みずからそういう姿勢を見せないと。親の後ろ姿を見て子は育つつうんだから。そこ、どう考えてらっしゃいます。

○学校教育課長（原之園健児） 学校教育を推進する上では、地域の協力的にはできないところでございますので、このことは学校においても地域の行事等には積極的に、管理職のみならず、職員も参加するようという指導しているところでございますので。また校長研修会等を通じまして、改めて地域に積極的に溶け込んでいくような姿勢を持つようという指導は指導してまいりたいと思っております。

○委員（川添公貴） そういう形でやっていってほしいと。病気だから仕方ないとは思いますが。でも、今ちょっといろいろあるんで。ぜひ、そういうときでも顔を出すちゅうだけでもですよ。地域の人たちが、ああ、もう状況知ってますから、みんなが。協力しようという姿勢が出てきますから。

ほいで、これは質問するんですけど。そういう中で保護者会も月曜日の日にあったやに聞いておりますけど。そういうことを踏まえると、やはりどの学校でもやってらっしゃいますんで、やるべきだろうと。もうちょっときちっと。もう今年度で3年目ですから、もしかしたら転校かもしれませんし。まあ、どっちでもいいんですけど。できたら、そういう、まあ、いいわ。そこはいいです。

次に、東郷の小中一貫校の建設について、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、現段階でどこまで進みますか。現在の状況を教えていただきたいと思えます。委員の皆さん方も知りたいと思

うんですよね。平成31年開校はわかってるんですよ。わかってるんだけど、現段階でどこまで、どういう状況になってるのかということ。建設の予定はもう示されましたんで、建設じゃなくて、考え方としてどこまで進んでるかということをお聞かせ願えませんか。

○教育総務課長（鮫島芳文） 前回の委員会でお示しましたこの要約版がありますが、この後ろのところにスケジュールがございます。現在、用地交渉に向けて、先ほど御説明しましたとおり、開発行為の手續、それと農地転用の手續とあわせて並行してやっております。それにあわせて、現在、造成の設計を区画整理課のほうに執行委託をしまして、連携をとりながら、建築技師が建築の1の分のを含めて、今やっているとございませう。

で、最終的には今年中に造成設計のほうも終わらせて、来年度、造成費について予算化を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員（川添公貴） 今、聞いたの……。単刀直入に聞きますけど。だから、その土地についての考え方、示されてるんで、これはいいってさっき言ったんですけど。あえて答弁されましたんで、地元の業者さんたちの話を伝えときます。

なるべく分割発注をして、薩摩川内市の業者さんがとれるような形で工事発注をしてもらえないだろうかという御希望はあります。ですから、そこ辺もしっかりと打ち合わせをされていかれたらいいのかなとは思いますが、これはお願いです。そういう、地元の業者さんたちが一括してボーンと出されれば、ちょっとできないんでというような話もあったんで。それを質問しようっていう、さっきの質問はそれじゃないんで。

単刀直入に言いますけど、学校統合に向けて、今、地元といろんな協議をされてますよね。その状況が、どこまでどうなってるのかということのを聞きたかったんで、どうでしょう。

○教育総務課長（鮫島芳文） 今、学校再編協議会を地元で、東郷地域、していただいております。で、地元に一応投げかけをしてあります。で、学校の再編について、教育長のほうからも、3案、基本的な考え方があるということで、一つの案としては、平成31年の4月に全部の小学校、五つの学校が集まって中学校と一緒に統合する

という、新小中一貫校をつくるという話が1案。2案としましては、その前に、東郷小学校のほうに五つの小学校が集まって、それでその後に、今度は平成31年に中学校となって小中一貫校となるという方法と。それとあと3案といたしましては、先に、五つの小学校のうち、どうしても統合したいところが五月雨式に統合して、平成31年度には新小中一貫校で統合するという。この3案について、地元に一応投げかけて、地元と学校の保護者、それからそういう方々で地域で話をして、基本的な考え方は文書で教育委員会のほうに上げていただけないかというお話をさせていただいてるところでございます。

○委員（川添公貴）そこはしっかり。私も入ってるんで、聞いてますんで。だから、その方向を委員の皆さん方も平成31年に一緒にドンじゃないんだよと、いろんな準備もしてますよと、地元の同意も得てますよちゅうことは。で、地元の考えも聞いてます。おおむねそのような方向で、文書もいずれ、今月中には出ると思います。その会議も、私がいるときにわざわざ変更されたもので、そこで説明責任もあるんですけど。だから、そういう状況を委員の皆さん方も知っておくことが、スムーズな移行に通っていくのかなと思います。

ほいで、私は、平成31年、ドンというんじゃないくて、そういう動きがあるんだよと。ほいで、地元の意向もこうなんだよちゅうのはもう御存じだと思いますし、私も聞いてますんで。その状況をやはり、きちっとその時を得たときに、ある程度は説明しておかれたほうが、今後のいろんな状況の運営について、委員から意見がスムーズに議論ができるんじゃないかと思います。ただ、個別で、あとはもう話しに行きます。もう12時なりましたから、もう質問はやめます、これで。あとは個別に。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）この不登校の出現率ということでは、中学校1年生だけを書いてあるわけですが、全体として、その年度ごとにわかりますか。

○学校教育課長（原之園健児）不登校の出現率でございますけれども、平成25年度は中学生全体ですが1.57%、平成24年度が1.48%、

平成23年度が1.89%というふうになっているところでございます。

○議員（井上勝博）ちょっとごめんなさい。先ほど人数が、平成21年17人、12人、18人、4人となっておりますが、全体は何人ずつこうなってますか。

○学校教育課長（原之園健児）中学校だけの人数で過去3年間を申し上げてよろしいでしょうか。平成23年度が中学校で54人、平成24年度が41人、平成25年度が45人でございます。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。13時5分に再開いたします。

~~~~~

午後0時3分休憩

~~~~~

午後1時1分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）それでは、休憩前に引き続き、総務文教委員会を再開いたします。

△文化課の審査

○委員長（福元光一）文化課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）第3回補正予算に関する説明書の52ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

10款教育費、5項社会教育費、2目文化振興費、文化財保護事業費、補正額83万6,000円でございます。内訳としまして、一般賃金61万円、作業員に係る労災保険料2,000円、重機並びに仮設トイレ等の借り上げ等に係る使用料、賃借料22万4,000円で、埋蔵発掘現場の試掘調査等に要する経費をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査方お願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。まず、当局に説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）所管事務について御説明いたします。

委員会資料の10ページをごらんください。

本年9月から12月分に係ります開催イベントについて御紹介いたします。

1番目、講演会等についてでございます。9月20日開催の市制施行10周年記念桐野作人講演会です。「豊臣秀吉の襲来と川内」と題しまして、秀吉の川内進出の目的とともに、天下人秀吉、島津氏の戦いの舞台となった川内の歴史をお話していただきます。あわせて、10月7日から、川内歴史資料館企画展、「島津貴久と入来院氏」を開催します。

次に、市制施行10周年記念並びに国民文化祭プレ大会のお知らせです。10月10日、薩摩国分寺秋の夕べを初め、11月2日、はんやジュニア大会、15日、まごころ青春短歌大会、11月30日、東郷文弥節人形浄瑠璃公演、この東郷文弥節人形浄瑠璃には、山之口麓文弥節人形浄瑠璃も御出演いただく予定でございます。

また、10月26日から11月8日、9日は、甌4地域の地域文化祭を開催しまして、来年の国民文化祭に向け、機運を高め、盛り上げてまいりますので、ぜひ、たくさんの皆様方に御来場いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、報告があった内容とはちょっと違うんですが、天辰の寺前古墳の公園の整備が、今、とまってるような感じで、もう草ぼうぼうにもなり、雨で土砂が流れて、工事用の

道路も壊れたり、ちょっと陥没が起こったりして、地域の迷惑物件になってる可能性があるんですが、これ、今後、どのようにお考えなんでしょうか。

○文化課長（岩元ひとみ）天辰寺前の古墳工事につきましては、昨年からの工事をやっております。一部人家の立ち退きの関係で、今、委員からも御指摘があったように、工事がとまっております。人家の立ち退きが、話がつきまして、立ち退きのほうが一応ほぼ話が進んでおりますので、現在、その工事に向けてやっておりますのでございます。

なお、並行しまして、先日、この検討委員会、公園の整備の検討委員会というのも開催しまして、具体的な公園の、上のほうの公園の整備のほうもしています。その工事がちょっととまってる関係につきましては、人家の移転の関係でございます。

○委員（成川幸太郎）進むんでありゃよろしいんですが、今も草がかなり生えて、もう空き缶が投げ込まれたりという、非常に見苦しい状態が起こってるようですから、そこら辺に対策は早急にとっていただいて、工事着工、もう周りがかかなり迷惑してるということになってます。よろしくお願いいたします。

○文化課長（岩元ひとみ）わかりました。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で文化課を終わります。御苦労さまでした。

#### △市民スポーツ課の審査

○委員長（福元光一）次に、市民スポーツ課の審査に入ります。

#### △議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）それでは、第3回補正につきまして、御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の53ページをお開きくだ

さい。

まず、10款6項1目保健体育総務費、事項、保健体育総務費の補正額は114万6,000円でございます。職員の人事異動に伴い、給料及び職員手当について増額補正を行うものでございます。

次に、10款6項2目体育施設費、事項、総合運動公園管理費の補正額は800万円でございます。平成12年に整備した年間22万人超の利用がある総合運動公園、総合体育館の照明設備が経年劣化等によりまして、操作盤の動作不良などのふぐあいが発生し、原因はCPU基盤の故障と判明したことから、照明制御整備の取りかえ工事を実施するものでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）研修センターが来年の4月から指定管理になるというようなふうに言われたんですが、それに向けての動きというのは、今、何か起こってますか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）既に公募を開始しまして、公募を終了してございます。それで、2団体から申請がなされておまして、今後、審査会を開きまして、指定管理者の選定業務に入っていくということになってございます。

○委員（成川幸太郎）その二つの団体を審査して、来年の4月から指定管理に移行すると。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）選定委員会の決定を経て、当然、議会の承認を得ましてという

ことになってございます。

○委員（成川幸太郎）指定管理で委託する委託費用ってというのは、発表できるんですか。発表されてる。

○教育部長（中川 清）これにつきましては、来年度の当初予算に5年間の債務負担行為設定をあわせて計上するということになります。

○委員（成川幸太郎）指定される際に、できたら我々に提示される際に、この1年間、オープンしてから管理をされてきて、実際にどんだけの経費がかかって、今回指定管理することによって、どんだけ市にメリットがあるのか、そこら辺はお示しいただけるんでしょうか。

○教育部長（中川 清）今までの実施については、当然、公募要領の中に、2者応募された団体のほうには、年間の所要額、契約の上限額ということになっておるんですけど、それはお知らせしておりますので。それから、当然、選定議案をお出ししますので、その中では、また委員会等で御説明できるような資料は提出したいというふうに考えております。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で市民スポーツ課を終わります。御苦勞さでした。

#### △総務課の審査

○委員長（福元光一）次に、総務課の審査に入ります。

#### △議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）総務課です。それでは、補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の20ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、事項、総務一般管理費の1,052万7,000円の増額は、職員の異

動等によります給料、職員手当、共済費の一般職員級の補正と、委託料につきまして、職員の児童手当システムの改修による経費を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。まず、当局に説明を求めます。

○総務課長（田代健一）所管事務調査につきましては、人事院勧告の概要と市制施行10周年記念事業の取り組みについての2件を御報告させていただきます。

総務文教委員会の総務部関係資料の1ページをお開きください。

まず、国の平成26年人事院勧告が、8月の7日に発表されましたので、その概要について御説明をいたします。

給与勧告の概要でございますが、まず（1）月例給につきましては、若年層に重点を置いた給料表の水準の引き上げがなされる一方、中高年齢層につきましては、3級以上の高位号俸の据え置きがなされ、全体といたしましては平均0.3%のプラス改定となっております。初任給につきましても、大卒、高卒ともに2,000円の引き上げとなっております。

次に、（2）の初任給調整手当につきましても、月例給の俸給表の改定に伴い引き上げです。

なお、初任給調整手当につきましては、医師、歯科医師を対象とするものでございまして、医師、歯科医師の新規確保が困難なことから設けられた手当でございます。

次の（3）の通勤手当は、使用距離の区分に応じて金額の見直しを、その次、（4）の期末勤勉手当につきましては、勤勉手当について0.15月

分引き上げられ、期末勤勉手当の6月期、12月期を合わせた合計支給月数分は、現行の3.95月分から4.10月分となっております。実施時期については、ことし4月1日に遡及し、差額分が12月に支給される予定です。

以上、本年につきましては、いわゆる民間の月給、ボーナスに該当するもの、ともに7年ぶりの引き上げの勧告となったところでございます。

次に、（6）のその他でございますが、給与制度について、今後3年間で総合的な見直しが勧告をされております。

内容については、民間賃金の低い地方の地域を中心といたしまして、公務員の給料が高いという指摘があることを受け、給料表の水準を平均2%引き下げを行う一方、都市部に勤務する公務員については地域手当の引き上げを行おうとするものとなっております。

めくっていただきまして、2ページ、今後の手続でございますが、国においては閣議決定の後、給与法改正案の上程、審議、可決の運びとなる見込み。本市におきましては、今後、国・県の動向を見ながら職員組合との交渉を行い、12月議会以降、所要の条例改正案を提案させていただきたいと考えております。

以上で人事院勧告の概要について説明を終わります。引き続き3ページから市制施行10周年記念事業の取り組みにつきまして、10周年記念事業局長の村岡専門職が説明いたします。

○専門職（村岡斎哲）市制施行10周年記念事業の取り組みにつきまして、既に終了しました事業を含めて報告させていただきます。

総務文教委員会資料3ページをお開きください。

まず、10周年記念事業のシンボル事業の一つとして、NHK鹿児島放送局との共催事業として、NHKスポーツパーク、松岡修造のテニスパークを5月18日に開催いたしました。当日の参加者、クリニック等参加者は、資料をごらんください。松岡氏の話では、これまで16年間やってきたなかで、約1,300人の参加者が一番であると話されておりました。また、当日は、観光物産協会とも連携を図り、会場ロビーで物産販売を行い、予想以上の売り上げがございました。

続きまして、市民提案10周年記念事業補助金について御説明申し上げます。

総務文教委員会資料4ページをお開きください。

補助金の趣旨、要件、補助対象額等につきましては、本年3月の当委員会で御説明申し上げたとおりでございます。市広報紙や南日本新聞、FMさつませんだいで、市民の皆様に対し補助金の応募について情報発信をしたところでございます。

資料の4、補助申請採択件数をごらんください。

3名以上の市民団体等から17件、私学の中・高・大学等から1件、地元企業から3件の合計21件の応募がございました。

審査につきましては、庁内の部局総括課の課長で構成する市制施行10周年記念事業推進委員会で協議を行い、3名以上の市民団体等が7件、私学の中・高・大学等が1件、地元企業が1件の合計9件を採択したところでございます。

採択に当たりましては、限られた予算の範囲内、350万円で、同じような事業を比較検討し、より斬新で集客力が見込める内容であることや、今後の地域振興につながるきっかけになる事業を採択したところでございます。

ここで、資料5ページをごらんください。

ちょっと横になりますけど、ナンバー5の水引地区コミュニティ協議会からの申請、水引と甌の青少年交流事業につきましては、台風11号の接近で日程の調整ができなくなり、事業が実施できないと変更申請が提出されたところでございます。

続きまして、市制施行10周年記念事業式典挙行（案）について御説明申し上げます。

当委員会資料6ページをお開きください。

記念式典は、10月11日土曜日、川内文化ホールで午後2時から開始予定です。市町村合併日は10月12日ですが、本年の10月12日は市民運動会が開催される関係で、式典を前日にいたしました。

なお、式典が市民運動会の前日ということで、甌島市民の方が記念式典に参加しやすくなると思われれます。

式典は、2部構成で行う予定です。まず、第1部、オープニングで平佐西小学校児童による吹奏楽演奏及び市民歌の演奏と合唱、合唱につきましては、薩摩川内少年少女合唱団でございます。その後、志学館大学教授の原口泉氏による記念講演、演題は「薩摩川内市の歩み」を予定しているところでございます。

第2部が記念式典になります。式次第は、資料のとおりでございます。市制功労者につきまして

は、9月24日の全員協議会で表彰者を報告する予定にしております。御了承いただきたいと思っております。次第は前回の5周年とほぼ同じですが、今回は、後半で薩摩川内市大使の披露を予定しております。平成21年10月に創設されました薩摩川内大使は、現在、観光大使が4名、スポーツ大使が6名いらっしゃいます。10名の方の紹介を行います。当日は歌手の吉幾三さんが出席され、お祝いの言葉をいただく予定にしております。その後、薩摩川内おどり太鼓の披露があり、閉会の予定です。

式典当日の総合司会は、FMさつませんだい局長の上梶氏、サブに市女子職員を予定しているところでございます。

式典参列者へは、式典パンフレット、記念品として記念切手シート、記念誌を配布する予定にしております。

最後に、イベントカレンダーについて御報告申し上げます。

総務文教委員会資料、7ページをお開きください。

現在、市制施行10周年を記念した各種イベント等につきまして、関係各課・団体等と連携を図りながら、イベントカレンダーとして市のホームページで随時紹介をしております。イベントカレンダー紹介事業数、今後実施予定事業の主なものにつきましては、資料のとおりでございます。

以上、市制施行10周年記念事業の取り組みについての報告説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願ひます。

**○委員（下園政喜）** 本年度の新採用の募集要項が発表になりましたが、一般事務、そしてまた技術職が四つに分かれておるわけですが、この中で、建築、土木、そして電気、畜産とあるところでございますけれども。建築に関していいますと、35歳以下で1級建築士を持つる者というのが条件になっておるようでございますけれども。私もその業界におりまして、建築士会というのがあるわけですが、なかなかそういう人間が、資格試験が難しくなって通ってないと。昨年度も一人採用だったと思っております。この資格が、土木におきましては、大学を卒業する見込みとま

で書いてあって、資格は何もうたってないんです。ですから、そのような形で、みんな建築も土木も同じような条件で採用って基準を設けられないかということ。35歳で1級を取れば、どっかに勤めとる、やめて来るしかないわけですけども、そういう民間から引き抜きのような形で、民間をやめたところの社長さんたちも大変困ってらっしゃるといっても、事実の問題でございますので、それも含めてお願いいたします。

**○総務課長（田代健一）** 採用のうち、技術職の試験についての御質問でございますけれども、御指摘のとおり、今年度の採用試験、応募のほうを行っておりますが、技術職については大変応募のほうが厳しい状況となっております。

理由といたしましては、東日本大震災以降、それからさらに東京オリンピックの関係に向けまして、関東以北について土木建築関係の需要が大変高まっているという背景があるというふうに考えております。

そういった中で、本市におけます技術職の採用につきましては、御案内のとおり、土木職については大卒で、建築職については資格要件まで設けた中で、採用のほうを従来行ってきたところでございます。

建築につきまして、資格要件を設けていた理由といたしましては、どうしても見込みで採用した場合に、それ以降、建築士としての免許を取ることが、平常業務を行っていく中で、建築士の免許に向けた勉強のほうも並行して行っていくというのが、職員にとってかなり大きな負担になっていると。そういった中で独学で頑張っただけで、これまでの職員は試験の資格のほうを取ってまいってきたところですけども。そういった中で、試験をあらかじめ通って、要件がある中で即戦力として業務に携わってもらおうか、それとも、育てながら試験に受かってもらうかについては、これまで内部でもいろいろと議論がなされてきたところでございます。

そういった中で、最近におきまして、先ほど申し上げましたように、特に建築士職につきましては、なかなか民間でも、地方においては採用確保が難しいといったような状況が発生してまいっておりますので。今年度におきましては、もう募集のほうを行いましたけれども、今後におきましては、そういった大卒、新卒の今後資格を取得する

見込みがある者を採用してから育てて、試験資格を取らせるといった面についても、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

**○委員（川添公貴）** 10周年記念事業の事業補助金について、これは、報告書を義務づけてあるんですか。こっだけ補助をして、総額349万6,000円を補助してるんで、その事業を実施したところの報告義務があるのかどうか、それが1点。

それと、もう1点、今思い出したんで。例のこの10周年記念事業カレンダーの最新版のホームページを見たんですけど。これは私的な、後でよかったじゃっどん。東郷の人形文弥節人形浄瑠璃、会場が未定つちなつとつたやんどな。東郷公民館じゃったいどんな。電話すっどかいと思って、今思い出したんで。一応確認しとってくんや。確かなあ、未定つちなつちよつた気がする。さっきの件についてとりあえず教えてほしいっていうこと。

それから、所管が総務ちゅうことで、全体を見るということでお聞きしたいんですけど。旧東郷町、樋脇町、入来町ちゅうのは、マグネットシールで薩摩川内市って全部張っちゃっどんな。車とかいろんなのが張ってあるんだけど。旧川内市の車両は何台か川内のままなつとるやつがあるはず。見たで。それと、あちこち住所表示をしてあるのに、いまだに川内市は川内市って、旧4町4村は薩摩川内市。もう一回言うど、旧川内市は川内市、旧4町4村は薩摩川内市って直してる。そこ、確認しちよつて。そういうのもきちんと直さんと、合併10周年というなかなか気になると思うんで、以上2点。

**○総務部長（今吉俊郎）** 御指摘の件は、所管課につなぎたいと思います。

**○専門職（村岡斎哲）** 補助金の申請につきましては、通常の市の補助金と同じような取り扱いをいたしておりますので、実績報告の中に実施状況の写真であったりとか、収支報告であったりとか、そういったものを予定しております。

それと、申しわけございません、東郷人形浄瑠璃の件につきましては、確認をいたしまして、委員会が終わりましたらすぐアップいたしますので、ありがとうございます。申しわけございません。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「表示が変わっていないのを認識しているか」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（今吉俊郎）私は認識しておりませんので、所管課に確認をさせて、必要があれば対応させます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）先ほど、人事院勧告の概要について、7年ぶりの0.3%プラスというお話でしたが、その他のところで2%引き下げということで。結局また来年になるとそれだけ下がるということの説明だったんですか。ちょっとよくわかんなかったんですけども。

○総務課長（田代健一）結論から申し上げますと、今年度、人事院勧告でなされた内容については、御指摘のとおりの内容となっております。今年度については、現行の人事院勧告の調査方法による民間との給与格差についてのプラスの勧告となっておりますけれども。来年度以降の、その他で御説明した分につきましては、全体的な国の、地方、都市含めた民間給与の内容を見た場合に、都市部においては給与水準が高く、地方の地域におきましては給与水準が低いといった実態の中で、特に地方の地域において公務員の給料が高いという指摘があることから、基本給のほうを下げて、都市部については民間の都市部における給与水準を反映させるために、地域手当でそれを補填するという方法がとられておる中で、今回、それをさらに地域手当を引き上げ、本給のほうを下げるといった勧告となっているということでございます。

○議員（井上勝博）民間の低いほうに合わせるっていうことになると、今度は引き下げの悪循環っていうか、そういうふうになって地域経済が疲弊するということになるんじゃないかと思うんですが。

○総務課長（田代健一）これまで本市におきましては、人事院勧告それから国の給与法の改定を一つの指針として、公務員の給与については、組合との交渉を行った上で、議会のほうに提案させていただき、条例を改正することによって決定するといった流れのほうで行ってまいりました。

今回についても、同方針に基づいて今後組合と協議していきますが、地域における地域手当の考え方につきましては、鹿児島県についてはこの地

域手当の対象となっていないという事情がございます。鹿児島県内で、人事委員会を有しており、民間給与水準についての調査を行っておりますのは鹿児島県のみでございますので、今後、鹿児島県の人事委員会の勧告あるいは報告の内容等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で総務課を終わります。御苦労さまでした。

△秘書室の審査

○委員長（福元光一）次に、秘書室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にごございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で秘書室を終わります。御苦労さまでした。

△文書法制室の審査

○委員長（福元光一）次に、文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）特にごございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で文書法制室を終わります。御苦労さまでした。

---

△財政課の審査

○委員長（福元光一）次に、財政課の審査に入ります。

---

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）財政課でございます。財政課関係の補正予算の歳出から御説明いたしますので、予算書、予算に関する説明書の20ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費でございます。説明欄をごらんください。事項、財産一般管理費において、今後の財源対策のため、財政調整基金への積み立てを実施するものであります。この積み立ては、繰越金が確定したことに伴います法定積立であります。

なお、当初予算では、繰越金の4分の1相当額を積立金として計上しておりましたが、今回の補正において2分の1相当額の基金積み立てを実施することといたしました。

なお、今回補正後の同基金、本年度末残高は117億3,812万9,000円となる見込みでございます。

続きまして、歳入になります。15ページをお開きください。

20款繰越金でございます。平成25年度決算により確定いたしました繰越金につきまして、歳出の補正の財源として、また、法定積立分の財源として、その一部を増額しております。

次に、18ページになります。

22款市債です。樋脇グラウンド・ゴルフ場整備事業に係る財源といたしまして、レクリエーション施設整備事業債として過疎対策事業債を計上するものであります。

続きまして、地方債について御説明いたします。8ページの第4表、地方債補正をごらんください。

今回の補正では、レクリエーション施設整備事業の1事業について追加するものであります。

以上で財政課所管の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し

上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○財政課長（今井功司）特にございませぬ。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）済ませぬ、ちょっと勉強不足で。過疎債と合併特例債とを活用したときに、過疎債の比率と合併特例債の比率どっちがどげんやったかな、ちょっと。

○財政課長（今井功司）まず、過疎債を申します。過疎債は、充当率が100%、交付税措置率が70%でございます。合併特例債は充当率が95%で、同じく70%でございます。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）この間、何回も地方交付税の見直し問題についてお尋ねしてるわけですけども。40億円、本来ならば一本算定されるということからすると、15億円というお金が浮いてくるという考え方もできるわけですよ。これは、非常に大きいと。公有財産の利活用方針でも4億円の削減ですから。今、公有財産の問題でいろいろ問題起こってるけれども、それをはるかに上回る15億円が少し見えてくるということになるわけですので。やっぱり財政計画についても見直していく必要があると。ほんで、きちっとそういう財源の当てが少しできるのであれば、このサービスを後退させないという合併協定との関係でいっても、できるだけ有効に使うというふうにしてい



かないと。公有財産の問題もそうですけども、行革なんか地域の人たちとの関係でいうと、トラブルや衝突が起こってくるわけですから、早急に見直しの考え方を持つ必要があると思うんですが、その辺の考え方っていうのはないんですかね。

**○財政課長（今井功司）** 今、御意見でございますが、普通交付税につきましては、本会議の一般質問の中でも、約5億円、1年間5億円の3年の15億円は、好転するといいますか、削減額が減るのではないかと見通しになっておりますが、それは、今の財政運営プログラムを策定した時点からの、考えますと15億円でございます。

ただ、その財政プログラムを算定した後に、御案内のとおり長寿命化計画の全貌が見えてまいりました。橋梁の長寿命化等の事業が、今後対応する必要があります。方向性が見えてまいりましたので、そこで収入もふえますが、歳出も新たな財政出動をしなければならない、将来的に社会インフラを維持していかなければならない、引き継ぐとすると、そういう事業にも財源が必要となっておりますので。現時点では収入も好転をする見込みではございますが、また新たな財政需要にも対応せざるを得ない状況でございますので。そういう状況であります。

またさらに、普通交付税につきましては、今後また第2弾、第3弾という形で、見込みも、見直しもすることもございます。その見直しが、いい方向に向かうのか、本市にとっていい方向に向かうのか、悪い方向に向かうのかも、影響が大きい可能性、恐れもございますので、そちらを見定めた上で計画的なものについては見直しをしたいと考えているところでございます。

今現在は、収入も好転する見込みもございますが、歳出のほうも、歳出経費も増額になって見込みもございますので、そちらに対応するとすると、今の現計画どおりの改革を進めていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

**○議員（井上勝博）** 長寿命化の問題はあるんですが。しかし、政府の考え方っていうのは、合併市町村において支所の維持というのも難しくなっているという意図から、今回の地方交付税の見直してっていうのは支所分っていうふうになっているわけです。もちろん地方交付税っていうのは、それはどういうふうにご利用しようが地方自治体の

もう裁量でやるわけですけども。しかし、政府が考えてることと全く違う方向で使うということになったら、何のための見直しなのかっていうことになってくるわけで。やっぱりそこらにははっきりさせる必要があるんじゃないかと。収入のほうはどうなるのか、支出が長寿命化でどのぐらいふえてくるのか、そういうことを明確にさせていただいて、やっぱり議論して、しながら進めなきゃいけないと。一般的に、収入がふえても支出もふえるというような、そういうやり方では、私は、市民はやっぱり納得できないというふうに思うんです。

**○総務部長（今吉俊郎）** 本会議で市長が、井上議員には質問に対して答弁したとおりでございますけれども。本当、私が答弁する予定を市長に御指名があったものですから、詳しく答弁する予定だったのをここで申し上げさせていただきたいと思っております。

今回の交付税の見直してっていうのは、おっしゃるとおり、支所の分を算定したもの、一本算定、合併算定がえ、考慮したものなんですけれども、これは、支所を残す経費としてふえたものとは考えておりません。広く支所管内の施設の維持管理を初め、支所管内の諸振興策に充てるためという言葉を使えば、その財源拡充になった分というのは、先ほど財政課長が申し上げましたいろんな施設の長寿命化計画などに充てるために使わないといけないというふうに考えておまして。現在、財政運営プログラムの試算もしたものを検討を始めたところでございますけれども、今の状況では財政運営プログラムの将来見通しに対して、取り組みとして掲げた人件費、施設の統廃合といった四つの取り組みについては、緩める状況にないというふうな判断をしております。以上です。

詳しくは、財政課長が補足できると思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。以上で財政課を終わります。御苦労さまでした。

△財産活用推進課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第69号 薩摩川内市川内文化ホール条例等の一部を改正する条例の制定につ

いて

○委員長（福元光一） それでは、議案第69号薩摩川内市川内文化ホール条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の補足質問を求めます。

○財産活用推進課長（平原一洋） 財産活用推進課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第69号薩摩川内市川内文化ホール条例等の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案つづり69-1ページをごらんください。また、議案第69号につきましては、議会資料に説明させていただきますので、総務部関係の議会資料1ページをお開きください。

まず、改正に至った経緯でございますが、財政運営プログラムにおける歳入確保の取り組みとして行政財産の敷地内などに設置されている自動販売機について入札制度を導入するために関係条例の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、各施設の設置条例に自動販売機の使用料などに関する記述が明記されている部分を削除または変更するものであります。

改正する条例につきましては、薩摩川内市川内文化ホール条例を初め、10の条例を一括で改正しようとするものでございます。

次に、施行期日でございますが、平成27年4月1日といたしております。

最後に、今後の予定でございますが、平成27年4月の設置に向けて、平成26年12月ごろに公募を行い、平成27年2月に入札を実施する予定としております。

以上で議案第69号薩摩川内市川内文化ホール条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗） 現状の設置台数は、総台数何台ですか。それと、現に収入的に今の設置状況下における収入分っていいでしょうか、どういう状況なんですか。

○財産活用推進課長（平原一洋） 現在、設置状況につきましては、薩摩川内市総体で言いますと

242台を設置しているところでございます。各種団体等が設置した分が69台、それからメーカーが設置した分が79台、指定管理者等が設置した分が94台となっております。

今回の条例に該当する施設に設置してある自動販売機の台数は、32台となっておりまして、それに伴います使用につきましては27万8,633円の収入として出しております。

[発言する者あり]

○委員長（福元光一） 課長。もう一回。

○財産活用推進課長（平原一洋） 今回の32台に、この10の条例に該当する施設につきましては32台設置されているところでございまして、この32台分の収入は27万8,633円でございます。申しわけございません。

○委員（杉藺道朗） 今度、入札に変えられて売り上げの何%という形での。

[「5%」と呼ぶ者あり]

○委員（杉藺道朗） 5%やな。なんですよ。まだ実態がわかりませんが、売り上げの5%、1台当たり難しいんでしょうけど、大体何ぼ。場所によって非常に売り上げのバランスがありますから、なかなか難しいんでしょうけど、大体1台当たりどれぐらいなのか。おおよそ見当つきますか。わかれば教えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋） 100分の5の部分もあれば、行政財産使用料、目的外使用でしているところもございます。

調べますと、売り上げの100分の5としての部分の最高額は5万1,000円くらい、また行政の財産目的外使用による部分につきましては、100円にも満たない部分もございます。

今回、この入札制度を実施しますと、入札でございますので、なかなか感覚的には予測はしづらいところでございますけども、国の財団法人の地方自治研究機構というところが実施している団体にアンケートをとったところによりますと、1台当たり20倍程度の収入増にはなったという事例もございますけども、やはり設置されている環境によりまして相当ばらつきがあるかなと思いますけども、これを実施することによりましてわずかでも歳入の増になればというふう考えております。

○委員長（福元光一） 次に、ほかにございせんか。

○委員（徳永武次）今のあれなんです、見込みでどのぐらいになるんですか、全体で。

○財産活用推進課長（平原一洋）単純に20倍と計算いたしますと、約600万ぐらいになりますので。現行が27万ですので、相当になります。この20倍というのはあくまでも全国でのアンケートの結果ですので、それには及ばないとは思いますが。10倍の場合が300万になります。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。次に委員外議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありますか。

○財産活用推進課長（平原一洋）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）当初予算に入っていたのかもしれませんが、最近庁内にテレビカメラが設置されているのがちょっと気につくんですが。これは当初予算にされてたのか。最近、どういう意図でつけられているのか、ちょっとわかたら教えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋）防犯カメラの設置につきましては、現在1階に4台、2階に1台、3階に2台、4階に3台の防犯カメラを設置しているところでございます。

設置の目的につきましては、施設の安全管理並びに犯罪の防止のためというところでつけているところでございます。

発端につきましては、去年の7月に宝塚市役所での放火事件等もございました。そういう契機もございまして、やはり庁内の防犯というのについては強化をしなければならないだろうということで今回設置をしたところでございます。

設置の費用につきましては、およそ170万程度かかっていますが、これにつきましては庁舎管理費の中で融通して設置したところでございます。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○委員（川添公貴）総括質疑でもお願いしたわけですけど。財政運営プログラムの中で財産処分に関しては、4億やったかな、ちゃんとみてあるってということで、それはもう理解するんですけど。あのときも言ったんですが、残りの132施設でしたっけ、きちっと年度ごとにどの部分をどのように処分するのかっていうことをやはり立てるべきだろうと思います。

今、この69号にしても、27万六千何がしが、突然20倍にもふえて売れるわけですから。でしょう。あと、27万何がしが600万になるわけで。財産の4億が突然16億になるかもしれない。ようありえないですよ。推論でさっきおっしゃったから私も推論で言うだけのことで。それらを防ぐためにもきちっと計画を立てるべきだろうと思います。

だから、今後施設がもうはっきりとわかっている。ある市では県と等価交換をしたときに、首長の単独の判断で築47年の品物に二千何百万の評価がついて等価で交換です。ありえない話です。民間だったら。それが条例上はまかり通るわけですよ、条例にきちとうたってありますから。だから、そういうのを防ぐためにも、きちと、この施設については評価価値は幾らなんだけど、もう解体したほうがいいよねとか、その土地を使ったほうがいいのかっていう大体の目標を立てて計画を立てていくことによって、売却利益が出てくると思います。これは売れる、売れないというのできる。

何回も言いますが、そういうことをするためにも計画をきちと立てるべきだと思うんですが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○総務部長（今吉俊郎）本会議の中で、私は計画はありますというふうに答弁したつもりです。

説明が難しいということもありましてですが、各施設ごとにといいいますか、各施設の分類ごとという意味で計画持っております。大半は指定管理に出している施設ですので、平成28年度に大半といいいますか、そうですね、割合としては9割方かと思っておりますけれども。その指定管理が平成27年度までですね、平成28年から処分をしていくということで、できるものは前倒しで作業をしていくべきだというふうに考えておりますし、もう既に、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、少しずつ処分が済んだものも積み上げれば20施設になっているところですよ。

今現在集会施設の関係の地元協議とかいうのを進めてはおりますけれども、思うように進まない面もありまして。前もって定めた作業計画というもののなかでなかなかうまく進まないものもありまして。あるということだけ答弁させていただいたような次第でした。

**○委員（川添公貴）** そのカテゴリーごとに今計画があるっていうことで理解したいと思うんですけど、私が言ってるのは、個別物件ごとに。たった百三十幾つですから、きちっと精査をして。社会資本ストックと一緒に、老朽化をしていく、じゃあ処分していく、売るってことを考えるためには、個別ごとにきちっと年度に何をやるかっていうこと決めておかないと。今おっしゃったように、答弁をされたようにこの年度で計画をしたものが地元協議でずれ込んだ。当然ずれ込むわけですから、ものによって。それは、云々ということじゃなくて、ずれ込んだときのためにもしっかりと個別ごとに、年度ごとに計画を立てると。これは、ずれ込んだよね、そしたら平成30年度の部分前倒ししたときに評価額が1億だから、今だったら1億1,000万で売れるっていう計算方式も成り立つんであって。だから個別ごとにそういう計画を立てていったほうがいいんじゃないですかというのが私の意見です。どうお考えですか。

**○総務部長（今吉俊郎）** いわゆるカテゴリーごとという表現もしましたけれども、要としては一つの施設ごとに計画は持っているところです。後段の部分のこれがうまくいかなかったらどうなのかというこのことについては、これから対応していくことにしますけれども。165本、一本一本、

これはいつというふうな計画は持っておりますし。それぞれ財産活用推進課としては取りまとめの課でございますから、コミュニティの関連の施設であればそれなりの主管課に、いわゆる作業を後押しする形で一緒にやっているというような状況でございます。

**○委員（川添公貴）** 最初カテゴリーとおっしゃたんで、今そう言っただけで個別であるって言えばこの質問もなかった。あるべき。何で強く、ここで言うかっていうと、いつも質問の中で言うんですけど。一括して1個のところでも管理をしないと、ばらばらにやったら物すごく効率が悪いんで、その主管課がここだと思うんです。ですから、ここがしっかりと方向性と考え方を示さないで処分ができていかないと思う。各課に振ったってどうしようもない。

だから、担当はほかの部署かもしれませんが、しっかりとここで個別ごとに網羅をして。この計画、持ってらっしゃるといことなんで。それを一つの考え方できちっと持っていくことによって順当に処分し。20倍にもなるかもしれない利益が生まれるわけやから。その考え方で今後進めていくべきだと思うんですが、再度意気込みとお考え方を示してください。

**○総務部長（今吉俊郎）** 私の説明が不十分な点だったのは、お詫びいたします。

川添委員がおっしゃる内容、私どもが思っていることと全く同じ意味で受けとめております。代表質問でもいただいたとおり、ファシリティマネジメントといったようなことなども視野に入れながら、今後いわゆる中心となる課を定めて、そしてしっかりと今後の財産活用というのをやっていきたいというふうに考えております。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（井上勝博）** これは、市民福祉課のところでもちょっと尋ねたわけですけど。結局、樋脇保健センターについては、上之湯があの中にあるわけですが、その譲与となっております。譲与するとしたらいったい何を譲与するんだろうかというのを市民健康課に聞いたんです。そしたら、市民健康課はそれはちょっとわかりませんということで、建物を管理している市民健康課ではわからん

かったわけです。

これは、この譲与っていうのは本当に何を譲与すると。建物を譲与する、これを切り取って譲与するということになるのかどうか、そういったところはどうなってるんですか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 水道施設の温泉施設4施設ございまして、上之湯、下之湯、それから大村、黒木の施設につきましては、165の処分財産のうち分類する中で協議をさせていただいたところございまして。確かにおっしゃるとおりに樋脇の保健センターにつきましては、保健センターの中にあるということでしたけれども、4施設、当初は民間とか地域のほうに譲与できないかということでしたところございまして、4施設同じ目標で行くべきだろうということで、4施設とも譲与というふうにしたところございまして。

確かに樋脇の保健センターにつきましては共用しておりますので、なかなか難しい部分もあります。当初は登記の区分登記とか、そういうのをしながらできないかということもまだ検討しているところございまして、なかなか明確な分割ができない状況というのは協議する中で少し見えてまいりましたので、今後そこについては水道局また市民健康課と十分協議しながら、あり方についてまた再度検討していきたいというふうに考えております。

**○議員（井上勝博）** やっぱり百三十幾つでしたっけ。それ一括して利活用方針というのが出たためにいったい何が起こるのかっていうのはわからなかったんです、そのとき。結局、住民にとってどういうことが起こってくるのかという質問もしたんですけれども、これからいろいろ検討いたしますということで通してしまったわけで。やっぱりそういう矛盾っていうか、問題も見えてきているわけだし、また今施設ごとによっては大きな問題になってるところもあるわけですので。やっぱり利活用方針そのものを今一度こう見直す必要があるというふうに一般質問でも言ったわけですが、細かい修正ではなくて、もう1回考え直す必要があるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 公有財産の利活用につきましては、平成22年度の利活用基本方針に基づきまして、平成23年度、平成24年

度にかけて、財産の仕分けをしたところございまして。

この財産の仕分けに当たっては、庁内の中の公有財産利活用検討委員会というところで主管課を含めて仕分けをしたところございまして。当初は、住民説明等いろいろそういうのも経た上すべきではないかという意見もございましたけれども、まずは市としての方針をちゃんと示すべきだろうという観点に立って、165の施設を仕分けをさせていただきまして。ですので、それについて今現在その所管課なり私ども等が、利用者それから地域に入って説明をさせていただいたところです。

確かに、おっしゃるとおりいろいろ、こういう財産の処分ということをしていく中でいけば、いろいろな問題出てくるというのは想定はされておりました。確かに、財産の処分をして身軽にならないかんという総論に対しては参酌させていただきませんが、該当する施設を本当に処分しようということになれば、他地域の方たちからもそれぞれいろいろな意見も出てくるだろうというのはわかっております。

私どもといたしましても、それはそれと受けとめて、その中で最善の策、いい方法、また地域を巻き込んでその施設のあり方等を協議できればというふうなスタンスでもおりますので。今後のあり方につきましてもやはり当面はまだ取り組んでいる最中ございまして、そこで方針を変えるということは考えないで、今後の、またさらにとりか、方策を練っていければと思います。方針を定めて、まだ目標の年度にも達しておりませんので、ここでまたそういうふうに見直しするとまた今後の財産の有効活用、処分、そういうのに対してもそれぞれまた影響があるかもしれませんので、当面はこの考え方でいきたいというふうに考えております。

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で財産活用推進課を終わります。御苦労さまでした。

---

△税務課・収納課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福元光一） それでは、審査を一時中止しておりました議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭） それでは、税務課所管に係ります歳出予算につきまして説明いたします。予算に関する説明書の22ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、2節給料、3節職員等手当等及び4節共済費では、本年4月の人事異動に伴う給与費の補正が主なものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一） 次に、所管事務調査を行います。当局から報告はありませんか。

○税務課長（山口秀昭） 特にございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で税務課及び収納課を終わります。御苦勞さまでした。

#### △契約検査課の審査

○委員長（福元光一） 次に、契約検査課の審査に入ります。

#### △所管事務調査

○委員長（福元光一） それでは、議案がありま

せんので、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲） 建設工事の入札状況等につきまして、説明をいたします。資料の8ページでございます。

1の（1）ですが、これは入札執行件数と平均落札率です。今年度8月27日までの開札分でございます。約5カ月分でございます。98件を執行しておりまして、平均落札率が92.06%でございます。

その下（2）ですが、これは一般競争入札の工種ごとの開札状況です。入札1件当たりの申込業者数、予定価格の90%未満の額で応札の場合の施工体制調査の件数、それから同額となった場合のくじ、抽選による落札決定の件数等、記載のとおりとなっております。

右から2番目の不調の2件でございますが、不調の理由は落札候補となられた方が施工体制調査により失格となられた件でございまして、これらは後日再度入札公告をいたしまして、いずれも落札でございました。

続きまして、9ページでございます。

（3）です。一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注の件数です。これまで1,000万円未満の工事が現時点で全体の68%となっております。

下の2ですが、これはコンサルタントの業務委託でございます。全て指名競争入札でございます。業務区分五つでございます。それと、合計での平均落札率等を示しております。

不調の2件でございますが、これは予定価格に達しなかったものでございますが、後日これも再度指名通知を行っております。1件は落札ですが、1件は来週17日に開札予定となっております。

次に、10ページです。3が一般競争入札の落札率のこれまでの状況です。上の折れ線のほうが平均落札率、棒グラフが発注の件数、下のほうの折れ線は入札参加率、1件当たりの入札に参加された業者の数でございます。

その下、4ですが、同じく工種別の平均落札率です。2本の棒グラフの右のほうが今年度分になります。今年度8月までの数字です。

続きまして、11ページでございます。

これは、工事成績評定点の状況です。上の実線のほうが本年度分です。

三角が最高点、ひし形が平均点、四角が最低点をあらわしております。棒グラフは、成績評定を行いました工事の件数です。平均点は、今後また件数が出てまいりますので、全体の状況は現在はいちよつとわかりませんが、現時点では昨年度を上回っている状況でございます。

一番下です。総合評価落札方式の実施状況です。これまで7件実施いたしまして、平均落札率が95.7%でございます。

続きまして、12ページでございます。

これは、優良建設工事施工企業等表彰でございます。毎年度行っております。発注しました工事のうち他の方の模範となる優良な建設工事に対しまして、施工された企業並びに技術者の方を表彰いたしております。社会的評価の向上を図りまして、本市におきます建設工事の適正な施工の確保、技術の向上等に資することを目的として行っているものでございます。

表彰区分等でございますが、最優良企業といたしまして、工事成績評定点が最高点の企業、優秀技術者としまして、評定点が80点以上の工事に携わった技術者の方、それから優良企業といたしまして、各部門、工種で約80点以上であった企業の方でございます。

選考対象の工事は、平成25年度竣工分の385件でございますが、このうちから基準の点数以上であった方を今年度7月31日に表彰いたしたところでございます。

内訳は、最優良企業が1社、優秀技術者の方が8名、優良企業が5社でございます。受賞区分等につきましては、表に記載のとおりでございます。

最後の13ページは、表彰式後の写真でございます。御参照いただきたいと思います。

最後に、口頭での報告でございますが、総合評価落札方式におきます評価項目のボランティア活動の実績の評価の関係でございます。

さきの委員会におきまして、これまでの経過、いろいろ団体の方へのアンケート調査でございますとか、意見聴取、経過を説明をいたしたところでございました。この取り扱いでございますが、7月で、2年に1回の入札参加資格の新たな登録が新たな総合点で始まりますが、これに合わせまして、7月以降の公告分からボランティア活動に実績の対象について、「本市が管理する公共施設」という部分がございますけれども、これを「本市内の公共施設」ということで、これに変更することといたしました。

設」という部分がございますけれども、これを「本市内の公共施設」ということで、これに変更することといたしました。

したがって、これまで対象としておりました国・県の施設、国道・県道等でのボランティア作業も対象となるという形で、対象範囲が広がったところでございます。具体的には、7月30日に開札をした分から適用いたしております。

なお、ゴールド集落と特例ゴールド集落でのボランティア作業につきましては、これは従前どおりといたしているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明が終わりましたが、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜）ボランティアの、地域につきましては、早速していただきましてありがとうございます。

実は、我々も建設業協会の青年部という方々と我々議員と協議会もちまして勉強会をいたしました。そのときに一番出てきたのが、施工体制調査を5時までに持ってこいということが入札のたびに言われて。祁答院から1時間かかって5時までということで、走って持ってくるんだけど、職員は、悪ければその後の5時から先の仕事で残業手当をもらってその審査をしてるのかという話がありました。そして、2通持って来いというのは、1通はおたくたちがとられるんでありましょし、あと1通は担当課がとられるんでしょけれども。それをこれほど施工体制調査が多く発生しているのであれば、入札書に添付して出すことによって、わざわざ持ってくるのが解消できないかというような話がありました。

まだいっぱいありましたけれども、それと建設業界から人間も少なくなってるということ、そしてまた若者が非常に少なくなってるから、その審査事項の中に、積算項目に、分けて後継者の育成費用を計上してもらえないかという意見まで出ておりますけれども、その施工体制調査のところについてお伺いいたします。

○契約検査課長（堂元清憲）今、施工体制調査の件でございますが、1点目が17時までに書類提出の期限ということで、その後、職員のほう残業等も生じているっていうことでございますが。毎週入札執行するわけですけども、施工体制調査

につきましては、その都度、その時点での入札結果でございますので。施工体制調査自体が非常に少ない週もあれば、多い週も当然でございます。書類の量等にもよるんですけども、週によりましては、確かに発注課のほうで若干残業してるといようなことも従前から聞いております。

提出書類につきましては、これまでも重複して書類ですとか、積算の関係のコピーを不要の書類ですとか、簡素化はその都度一応図ってきてはいる状況ではございますけども。一応統一された、これが平成20年からルールということで。この件に関しましても我々も意見交換を業界の方とこれまでもする中で直接お伺いしたことも当然ございます。それもございまして、業者さんによりましてはもうそれが決まったルールなんだから、それはもう当然のことだっという見解をされます業者さんもおられますけども。極力そういう省略化ということにつきましては今後も御意見を聞きながらそれは努めていきたいとは思っています。

それと、持ってくるときに、もう入札と同時に添付ができないかという点でございますけども。業者さんは当然前日ぎりぎりまで応札の時間がございまして。どの金額で応札されるかなんですけども。結果でそこはパーセンテージで決めていくものですから。当然もう一つ、市場型の最低制限価格の件もございまして、やっぱり札をあけて結果で何%になるのかだっというところで、結果を見てから連絡すると。この体制は、どうしてもやっぱりとっていききたいというふうに思っております。

それと、3点目ですけども、若い方がなかなか建設業に入っていないということで。これももう従前からのことなんですけど、育成費的なことということで、一般管理費の関係かと思いますが、ここを厚くする形ということでございまして。これにつきましては、今、国のほうで、5月に法律の改正、建設業法ですとか、入契適化法ですとか、特に品質確保法の改正がございまして。今、委員のほうから出ました若い方の従業員の方の育成費ということで、ここをこうすごく大きなテーマで捉えておられまして。一応年内にこの点につきましては国のほうから詳細な何か運用指針的なものが示されるということで。来月ぐらいには骨子みたいなものが示されるということも聞いておりますので。ここににつきましてはそこも注視

しながら当然一般管理費との関係も出てこようかと思っております。そうなりますと我々の施工体制調査の基準額の設定の話とまた結びついてまいりますので、ここは今後も国等の動きを十分注視しながら対応していきたいというふうに思っております。

**○委員（下園政喜）** 国の国交省あたりの工事は、同時提出が義務づけられてるようですので、ぜひそういう簡素化できるものはしていただきたい。

それと、非常にこれショッキングな話をされました。どういうもんかと思うんですが、その後だったんですけども。大きな、広島で災害が発生いたしました。発生したんですけども、マスコミが取り上げてるのは、消防、自衛隊、ああいう公共団体と、そしてまた非常にボランティア団体を一生懸命取り上げてくれたと。しかし、その中に映ってないのが。建設業もかなりの重機を持って行ってやってるらしいんです。それは、全然取り上げてもらってない。そういう状態もあってもいいんですけども。もし万が一、市内にああいう大きな災害が発生したら、県が要請するか、市が要請するかでしょうけども。ここまで市の発注機関が、我々をここまで小さくなんかしたんだから。人数もさることながら——本当ショックな話です、県が要請したら行くけど、市が要請したら行きませんという業者が相当ふえとるとい。皆さんおった中でそう言うんですけども、そのことに関しては総務部長どう思われますか。

**○総務部長（今吉俊郎）** まず、ショッキングな話ということで私もそう思います。

ただ、県の要請には応えるけど、市の要請には応えないという、そういう言葉があったということも今初めて聞いて、何と申し上げていいかという状況ですが、やはりそういう状態にならないようにしないといけないのかなっというのを思います。

でも、入札制度につきましては、うちはうちなりに少しずつ改善はしながらも、基本は守ってきているところですので、何とか御理解をいただく面と、そしてまた改善できるものは改善するといったようなことで、対応できるようにしていきたいというのが基本です。それぐらいしか申し上げられません。

**○委員（下園政喜）** ぜひそうしていただきたいと思っております。



○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○委員（成川幸太郎）今の件は、本当我々も聞いてびっくりしました。それは下園委員が今言われましたからあえて触れませんが。本当、優先的にちょっと県の工事のほうでどんどん仕事が取れて薩摩川内市を辞退するというようなことも、実際に業者の人たちがそんなふうにしてるっていうことを言ってたので。

私は全然違うんですけども、先日スマートハウスができ上がって視察をさせてもらったんですが、その費用が建設費用で6,000万円ぐらいかかると。協力団体から協賛されて、これもう全然費用に入っていないのが二千数百万になるという話も聞いてるんですが。これが建築工事だけを見ますと坪単価100万円かかっているという、建設工事。そのほか電気工事とか、機械工事、植栽工事、地中熱工事とかで5,000万、委託料が約1,000万、990万ということでされてるんですけど。これ恐らく入札だったんだろうと思うんですが、契約検査課としては、これは適正だったという判断をされたんだろうかなって言う……。

○契約検査課長（堂元清憲）入札につきましては、発注課であります新エネルギー課から。全庁的に発注課から上がってくる分で、電子入札については我々のほうで全て一括して行いました。これにつきましても、当然入札を行いまして、最低価格の方が落札されたという結果でございまして。それから内容、坪単価等の話ですが、設計関係の話になろうかと思うんですけど。設計につきましては、基本的には主管課のほうで決裁で仕上げてまいりますので、契約検査課としましては、一応事務決裁規程上、合議ということで、内容等に問題がある場合はこちらから意見を申し上げるという形でございますが。通常の処理でこの件に関しましても設計書については決裁が終わった段階で入札に上げたという形でございます。

○委員（成川幸太郎）入札であったのは、事実ですね。随意じゃなかったわけですね。

○契約検査課長（堂元清憲）入札でございました。ただし、方式は総合評価落札方式ということで、価格だけの表示じゃございませんで、各業者さんの、先ほどボランティアも説明しましたが、いろいろこれまでの業績ですとか、実績ですとか、全てを加味した中での総合評価落札方式での選定方式でございました。

以上です。

○委員（成川幸太郎）非常に、公共的な工事っていうことでやむを得ないんじゃないかっていう意見もあるようですけども。入札をやって、幾ら公共だからってことでも。あそこの建物見て本当にあれが坪単価100万円かかった建物なのかなと。まして、いろんな設備や二千数百万円を協力企業等から協賛いただかれたのに。それを足すと恐らく9,000万近い金をかけたスマートハウスっていうことで。非常にこれが、一般の人たちが活用できるレベルなのかなって言うのをすごい感じた次第です。せっかくつくって一般の人に公開して、見ていただく施設が、一般の人が利用できないような施設をどしこ見しても意味がないんじゃないかという気がしますんで、そこら辺に。ここなかどうかっていうのは私もわからなかったんですけども、ここでちょっと入札の段階でどうだったのか聞きたいということでした。もうぜひそこら辺のチェックができるようだったら、またしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）ほかに。質疑はないと認めます。

以上で契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

△防災安全課の審査

○委員長（福元光一）次に、防災安全課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

防災安全課長（角島 栄）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願ひます。

○委員（下園政喜）ここでいいんですかね。旧消防庁舎が水道局が移転してくると言う話がこの前お聞きしました。たしか、消防庁舎が上に移る

ときの条件の一つの中に、水につかると。機能發揮しないから上に上がるという話があったんですけども。その旧消防庁舎に水道局が来る。一番もとの水道局、ライフラインを預かるところですが、それは認識されてるんですか。解消されたと思ってあそこに来ると。そういうこと。ここじゃないんですか。主管じゃないですか。違う。残念でした。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）自衛隊員の適格者名簿の問題なんですけれども、これは市民課に聞きまして数字的なところはわかってるわけですが。この問題については要するに名簿をそのまま渡してそれが閲覧というふうにされてるという問題があるわけですよ。閲覧ってということで、その場で書きとめても、別に数人で来れば数時間でできるような作業です。四つの項目ですから、名前と住所と年齢と性別ですから。そういうのをわざわざプリントアウトして、それを渡してそして回収することによって閲覧とみなすというやり方をしてるわけですよ。そういうことを本当に何でそこまでやらなきゃいけないんだろうかというのは、疑問としてあるわけです。

特に、やっぱり集団的自衛権行使容認の閣議決定がされて、いわば戦場にまで自衛隊員が行くことになるかもしれない。その可能性、非常に強いということになってきてるわけですので。これからの自衛隊に入る、入らないというのは命がけの問題になってくるわけです。そういう点で、そういうやり方を今までどおりずっと続けるのかどうかちゅうことは、やっぱり考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○危機管理監（新屋義文）自衛隊への協力という部分での名簿の提供という部分については、これまでどおり四つの項目についてやっております。井上議員がおっしゃるとおり、自衛隊に入る、入らないは個人の意思でありますので、そこについては何とも言えませんけども、自衛隊法それと自衛隊法施行令に基づく市町村の事務というふうに認識しております。

以上です。

○議員（井上勝博）私が言ってるのは、そういうやっぱり命にかかわる問題になってきていると。だから、安易にそういうふうに適格者名簿は法に基づいて渡してるんだっていうけれども。そういう一人一人の市民の、適格者になった人たちの名簿を閲覧ではなくて渡して回収するということをやって、閲覧というふうにみなしてる。本当にコピーしているのかどうかっていうのは確認しようがないじゃないですか。本当にコピーしているのかどうかちいうのは確認しようがないじゃないですか。

でも、本当に閲覧で、手書きでもって書き写してるのかどうかということについては、これ確かめようがないわけですよ。そういうようなところまで、市民のそういう大事な個人情報をそんなにサービスしなくちゃいけないのかということは、見直す必要があるんじゃないですかということを言ってるわけですよ。

○危機管理監（新屋義文）取り扱いについては、法律もしくは、そういう人的な配慮という部分について考慮しながら対応しておりますし、コピーについても、複写した場合には複写したもののまで返すように指示をし、提供してるところでございます。

以上です。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。御苦労さまでした。

---

△原子力安全対策室の審査

○委員長（福元光一）次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）特にございません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認め……。

○委員（下園政喜）先ほど質問をちょっと言い損ねまして。済みませんが、総務部長がまだ残

っていらっしゃると思いますので、ちょっと聞きたいんですが。

先ほどの水道局の問題ですが。財活のところですが……。いいですか。

○委員長（福元光一）どうぞ。

○委員（下園政喜）もとの消防庁舎の後に水道局が来るという問題。水没して上に上がったと思うんですけども、先ほどの質問ですが、総務部長わかってりゃお答えください。

○総務部長（今吉俊郎）済みません、最初からお願いします。水没してっていう、その前の状況を済みません。

○委員（下園政喜）新しい消防庁舎が上にできるという理由の一つに、今の消防庁舎が水没で機能發揮しないという話がありました。それもあったと思います。

そこの機能發揮しないと言われる施設に水道局が入ってくるという話ですけども。水道局もライフラインを持つと一番大事なところでですけども。水害のとき、それを發揮しないということは考えられませんかということでした。

○総務部長（今吉俊郎）今、水道局もあそこを活用できればという状況で、決定したわけではございません。できるものなら、民間に多額で買っていただけるとするのが一番いい方法だと、財産活用推進課は思っております。

ただ、水道局としましても、この前の全協で報告の中にありましたとおり、便利な面もあるということで今後検討をしていきたいという、そういう状況の中です。その水没の件ですけども、それを超えるメリットがあるのではないかというふうに私たちは見ております。

ですから、水道局がどう判断するかっていうのと、やっぱりだめとなれば、次に民間というのも考える中で。総務部長としては、まだ決定事項ではないということをお願いいたします。

○委員長（福元光一）ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）今、盛んに、住民説明会のこと。いいですか、そのことは。住民説明会。

[「特別委員会」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。御苦

労さまでした。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（福元光一）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）選挙管理委員会事務局でございます。

第3回補正について、歳出について説明いたします。予算に関する説明書は、24ページでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費でございます。人事異動に伴う職員手当を49万1,000円増額するものでございます。

次に、3目選挙費でございます。これは、4月20日執行の市の農業委員会委員選挙の経費の確定によりまして、1,198万1,000円を減額し、補正後の額を1,121万1,000円にしようとするものでございます。

農業委員会の選挙につきましては、川内地域、樋脇、入来、東郷、祁答院と、甕島の4支所を一つの選挙区としまして、六つの選挙区ごとの選挙でございますけれども、今回は、甕島選挙区の定数1に対して2名の立候補があったということで、選挙となりました。ほかの5選挙区は定数を越えませんでしたので、無投票となったところでございます。

以上で、今回の補正についての説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）ありません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

---

△会計課の審査

○委員長（福元光一）次に、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○会計課長（今吉美智子）特に報告はございません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。御苦労さまでした。

---

△監査事務局の審査

○委員長（福元光一）次に、監査事務局の審査に入ります。

---

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（火野坂博行）監査事務局です。

よろしく願いいたします。

それでは、第3回補正予算について御説明申し上げますので、予算に関する説明書の26ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費の職員給与費につきましては、4月1日付の人事異動に伴うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○監査事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局を終わります。

---

△公平委員会事務局の審査

○委員長（福元光一）次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○公平委員会事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、公平委員会事務局を終わります。

---

△議事調査課の審査

○委員長（福元光一）次に、議事調査課の審査に入ります。

△議案第85号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）議事調査課でございます。予算に関する説明書は19ページをお願いします。

1款1項1目議会費で、補正額の199万1,000円の減額は、4月1日付人事異動に伴います職員手当と共済費の減額でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、議案第85号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございません。

○委員長（福元光一）これより、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（福元光一）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 福元光一